



DISCLOSURE

2019 ディスクロージャー誌

JA岡山東のご案内

目 次

ごあいさつ	2
1. 経営理念	3
2. 経営方針	3
3. 事業の概況（平成30年度）	3
4. 農業振興活動	7
5. 地域貢献情報	9
6. リスク管理の状況	11
7. 自己資本の状況	20
8. 主な事業の内容	21

【経営資料】

I. 決算の状況

1. 貸借対照表	31
2. 損益計算書	33
3. 注記表	35
4. 剰余金処分計算書	56
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	58

II. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	59
2. 利益総括表	59
3. 資金運用収支の内訳	60
4. 受取・支払利息の増減額	60

III. 事業の概況

1. 信用事業	61
(1) 貯金に関する指標	61
①科目別貯金平均残高	61
②定期貯金残高	61
(2) 貸出金等に関する指標	61
①科目別貸出金平均残高	61
②貸出金の金利条件別内訳残高	61
③貸出金の担保別内訳残高	62
④債務保証見返額の担保別内訳残高	62
⑤貸出金の使途別内訳残高	62
⑥貸出金の業種別残高	62
⑦主要な農業関係の貸出金残高	63
⑧リスク管理債権の状況	64
⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	65
⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	65

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	65
⑫貸出金償却の額	65
(3) 内国為替取扱実績	66
(4) 有価証券に関する指標	66
①種類別有価証券平均残高	66
②商品有価証券種類別平均残高	66
③有価証券残存期間別残高	66
(5) 有価証券等の時価情報等	67
①有価証券の時価情報	67
②金銭の信託の時価情報	67
③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	67

IV. 経営諸指標

1. 利益率	67
2. 貯貸率・貯証率	67

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	68
2. 自己資本の充実度に関する事項	70
3. 信用リスクに関する事項	72
4. 信用リスク削減手法に関する事項	76
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	77
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	77
7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	78
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	78
9. 金利リスクに関する事項	79

【J Aの概要】

1. 機構図	81
2. 役員構成（役員一覧）	81
3. 組合員数	82
4. 組合員組織の状況	82
5. 特定信用事業代理業者の状況	82
6. 地区一覧	82
7. 店舗等のご案内	82

法定開示項目掲載ページ一覧	84
---------------	----

ごあいさつ

平素より、私どもＪＡ岡山東をご利用、お引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

当ＪＡの業務内容、活動内容等について皆様にご紹介するため、本年も「ディスクロージャー誌２０１９」を作成いたしました。この冊子により、皆様の当ＪＡに対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、我が国経済は、米中の貿易摩擦などにより、株価をはじめとする経済の不安定さを内包し、ゆるやかな回復基調が続いているとの見方の一方で、６年ぶりに悪化との報道があるなど、個人消費及び民間設備投資等は伸び悩み、特に地方においては、景気の回復を実感できない状況が続いております。

農業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いており、農業者の減少と高齢化に拍車がかかり、耕作放棄地の増大、農家組合員の世代交代への対応等、農業生産の維持・拡大が困難となっております。

ＪＡグループ岡山では、食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合として、平成３０年１１月の岡山県ＪＡ大会で決議した「持続可能な岡山県農業の実現」「豊かでくらしやすい地域社会の実現」「協同組合としての役割発揮」を３つの基本目標として、創造的自己改革の実践に取り組んでおります。

こうした状況のなか、当ＪＡでは、「くらしの相談室運動」をはじめとする出向く体制の強化、さらに組合員・利用者・認定農業者等との対話による意見交換会等を実施し、多くの貴重なご意見をいただきました。今後の組合運営に役立てていきたいと考えております。

また、本年１月の予備契約調印式、２月の臨時総代会において、県下８ＪＡによる合併が正式決定され、令和２年４月１日を期日とし、合併に向け事務手続きを加速させているところです。今後は、組合員皆様の意向を十分反映させるため、農業振興計画の実践に取り組むとともに、担い手の確保・育成や農畜産物の生産拡大、既存の地域ブランドを活かしつつ、統一ブランドの確立による販売力強化に向けた施策や支援を実践できるよう協議を進めてまいります。

平成３０年度の決算は、非常に厳しい経営環境下ではありましたが、組合員・利用者の皆様のご理解とご協力により、事業利益１億７千５百万円、経常利益２億９千４百万円、当期剰余金１億３千９百万円を計上させていただくことができました。

また、引き続き不祥事未然防止につきましては、コンプライアンス態勢の遵守や事務リスク管理の強化に取り組んでおります。

当ＪＡといたしましては、今後も自己資本の充実や財務の健全化に努めるとともに、経営の合理化・効率化への取り組みを強化し、引き続き皆様に信頼される地域の経済・金融機関となるよう取り組んでまいり所存でございますので、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員・利用者の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、ご挨拶といたします。

令和元年 ７月

岡山東農業協同組合
代表理事組合長 金光 章

1. 経営理念

- ・ J A岡山東は、農業振興をつうじて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次代に引き継ぎます。
- ・ J A岡山東は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- ・ J A岡山東は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

2. 経営方針

1. 出向く体制強化と対話の充実
2. 農業生産の拡大と農業者の所得増大
3. 自己改革の実践と総合力の発揮
4. 農業振興計画とくらし活性化計画の実践

3. 事業の概況（平成30年度）

主要事業・決算の概要

・平成30年度決算の概要

我が国経済は、ゆるやかな回復基調が続いており、アベノミクスの「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」により、「経済の好循環」が着実に回り始めているという見方がある一方、金融情勢はマイナス金利の長期化により金融機関にとって厳しい経営環境となっております。

また、農業環境においても、農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化等の厳しい環境変化が続いています。

このような中、当J Aでは、政府の「農協に対する規制改革推進強化期間」の最終年度として、引き続き「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標に自己改革に取り組みました。

また、法令等を遵守する職場風土の構築をめざし、コンプライアンスプログラムに基づく実践に取り組むとともに、内部監査や自店検査の取組みを強化するなど、リスク管理の強化に努めました。

組合員、ご利用の皆様に対しては、引き続き「対話」を重視した訪問活動を行い、地域に出向く「くらしの相談室運動」を展開し、ニーズの把握に努めました。総代や認定農業者との対話も実施し、里海米やブランド果実、野菜の広域5品目の推進などに鋭意取り組みました。

平成30年度の決算状況は、事業総利益27億2千万円、計画対比103.1%、当期剰余金1億3千9百万円、計画対比75.2%の結果となりました。

マイナス金利政策が続き、信用事業の各種運用利回りや貸出金利が低下する中、貸倒引当金の戻入益等により、信用事業総利益は前年比1億4千7百万円の増加となった以外は、共済事業をはじめ、ほぼ全ての事業が前年に比べ減少する結果となりました。

特に、共済事業は、推進総合ポイントなど、県下で唯一、すべての目標を達成しましたが、自動車共済の掛金引下げ、満期継続の減少、生命等新規契約の伸び悩みなどの影響により、

保有契約高が減少し、前年比1千6百万円の減収となりました。

購買事業については、農業者の減少等により、前年比98.5%となりました。

販売事業は、昨年7月の豪雨災害や、秋にかけての天候不順などから、前年比98.2%となりました。

葬祭事業は、取扱件数が減少しアフター関連部門が伸び悩み、前年比1千百万円の減収となりました。

事業管理費については、前年の人員不足等の反動もあり人件費が上振れしたことなどから、前年比101.5%となりました。

こうした状況の中、協議がされてきました8JA合併につきましては、本年1月17日の予備契約調印式、2月6日の臨時総代会を経て、令和2年4月1日を合併期日とすることでご承認をいただいたところです。

JAを取り巻く環境は、後継者不足、高齢化の進行など、厳しさが増していますが、合併により財務基盤を強固なものとし、スケールメリットを活かし、人員の再配置、担い手対策、JA等による農業経営など、地域農業の維持・振興に取り組んで行くこととしております。

・主要事業別の実績

指導事業

JA岡山東3ヶ年事業計画の基本目標に基づいて策定した「JA岡山東営農振興計画」の目標に向け農業振興に努めました。また、地域農業再生協議会と連携し、経営所得安定対策への加入促進と戦略作物の生産・誘導・定着に努めるとともに、県等補助事業の導入や農地集積による米・麦・大豆をはじめとした地域農業振興に取り組みました。

園芸部門では、JA岡山東モモ・ブドウ振興大会、JA岡山東ピオーネ共進会、シャインマスカット共進会、モモデータ共進会を開催しました。ブドウでは、「ピオーネ」、「オーロラブラック」のさらなるブランド強化に向けて栽培技術の向上を推進しました。また、「シャインマスカット」のブランド化を図るため商標を取得したプレミアム規格「煌乃」^{きらめきの}のさらなる高品質化に向けた栽培技術の推進に取り組みました。モモでは、他産地に先駆けて産地形成を図るため、岡山県が育種した極晩生種「白皇」の計画的な導入をモモ部会で推進しました。

野菜では、広域振興品目「夏秋ナス」「キュウリ」「白ネギ」「黄ニラ」「スナックエンドウ」の生産拡大と安定生産に取り組みました。夏秋ナスでは、初めてJA岡山東データ共進会を開催しました。

安全・安心の取り組みでは、栽培管理日誌の記帳を継続推進している中、赤坂特産雄町米研究会が世界基準であるグローバルGAP認証を継続しました。

また、牡蠣殻を有効利用する瀬戸内循環環境保全型事業「瀬戸内かきがらアグリ」に取り組むにあたり、里海米の安定生産と生産拡大を目的にJA岡山東里海米生産部会を設立しました。

担い手経営体や新規就農者の確保に向け、行政と連携して岡山県就農促進トータルサポート事業でブドウでの実務研修と個人経営体の法人化支援、集落営農組織の法人化に取り組みました。

税務・経理技術の向上、農業経営の改善合理化を図るため「JA岡山東青色申告会」と連携し、経営分析勉強会、税務申告相談会の開催と新たに農業簿記の記帳代行入力を始めました。また、収入保険制度が導入されるため広報誌等で青色申告会の加入促進に努めました。

信用事業

貯金につきましては、目標に対して11億5千万円の未達成となりましたが、昨年に引き続き年金推進に取り組んだ結果、当期首比で19億7千万円増加し、残高1,382億1千万円となりました。

また、貸付金につきましては、新規融資総額25億円を実行しました。うち住宅関連融資では18億5千万円を実行しましたが、公共団体貸付の償還、制度資金の償還、並びに通常償還・繰上げ償還等により、融資残高は目標に対し8億7千万円の未達成となり266億9千万円となりました。

資金運用面では、系統機関である農林中央金庫への預金（平均残高1,062億5千万円）が主なものになっております。

共済事業

長期共済新契約高は521億円の実績を挙げ、生存型保障の医療共済・がん共済等では777件、入院共済金額4,411千円を挙げることができました。

現在3Q訪問活動を通して、組合員・利用者とのコミュニケーションの強化を図り、契約者の満足度を向上させ、次世代対策に取り組んでいますが、ここ数年、到来する満期保障金額も増大しており、平成30年度末の保有契約内容は、72,556件、4,652億4千万円と契約件数・保有契約高ともに減少しました。

自動車共済においては、高齢化による契約者の減少と、通販型自動車保険の台頭など、厳しい環境下であり、件数は伸ばすことができましたが、掛金は伸ばすことができませんでした。

一方、平成30年度にお支払いいたしました共済金は、生命関係2,739件16億5千万円、建物関係は315件2億4千万円となりました。

自動車共済等の短期共済関係は3,043件8億3千万円、満期及びその他の支払いは4,025件69億1千万円、年金支払い2,935件12億5千万円で総合計13,057件109億円となり、皆様のお役に立てたものと思います。

購買事業

<生産資材>

生産資材では、多様な担い手農家への資材提案や、各生産部会と連携し、資材の集約、統一を図り、価格の高騰する中、予約価格の上げ幅抑制に取り組むなど安定供給に努めてまいりました。

生産資材供給で、肥料、農機、自動車が前年を上回ったものの、全体では10億6百万円で計画対比92.4%となりました。

<生活物資>

百貨市場和気店及びアグリびぜんの産直部門では、2億4千9百万円で、前年対比の

100.9%と上回ったものの、店舗全体では計画対比84.8%でした。

生活事業全体では5億2千1百万円で計画対比の83.8%となりました。

販売事業

販売品取扱高は合計で21億2千万円となり、前年比92.2%、計画対比91.1%となりました。

岡山県の平成30年産水稻作況指数は水害や日照不足の影響により「98」でやや不良となる中、集荷量については主食用で61,504.5俵、前年比96.0%、予約比89.1%となりました。1等米比率は68.0%で前年度より2ポイントの低下となりました。また、平成30年産から生産数量目標の配分が廃止されたことや作況不良の要因で水田活用米穀は合計出荷量が6,754.0俵で前年比39.3%となりました。

平成30年産米価は、生産数量目標の配分が廃止されたことにより、全国的に主食用米の作付けが4年ぶりに増加したものの、全国作況指数が「98」のやや不良となったことで、需給均衡が保たれ概ね前年産並となりました。

しかしながら、米の消費減少傾向は依然として続いています。優良米産地としての優位性を活用し販売推進に努めました。

果菜類は、7月の豪雨、その後の酷暑・乾燥の影響がありました。野菜類では、数量は前年比118.3%、金額は101.1%となり、契約栽培への取り組みが増加し、数量・金額も伸長しました。

果実類は、数量は前年比74.5%、金額は87.1%となりました。果実類で数量・金額で最も多いモモにおいては、数量は前年比61.9%、金額は73.1%となり気象等の影響を特に受けました。ブドウ全体では、数量が前年比90.1%、金額が97.9%の中、シャインマスカットは数量が前年比109.4%、金額が108%と数量・金額とも伸長しました。また、昨年度、商標を取得した「煌乃」の販路拡大と有利販売に努めました。

葬祭事業

葬儀施行につきましては、昨今の家族環境や地域の事情などからホール葬儀が中心となり、事前相談も多くなり特に家族葬が増加する傾向となりました。

葬儀部門としましては、故人の最期を飾る永遠の旅立ちに際し、ご家族に寄り添い真心を込めた葬儀をモットーに、施行サービスの向上を重点項目として取り組みましたが、取扱件数は508件で前年対比92.9%となり、ホール利用件数500件でホール利用率98.4%となりました。

仕出センターとしましては、衛生管理の徹底と料理技術の向上を重点項目として取り組み、葬儀・法要のほかに、会議用弁当や行楽弁当も旬の味をお届けしました。取扱件数は1,347件で前年対比103.7%となりました。

その他事業

1. 加工事業

地元産いちじくを使い、農商工連携事業の導入により製造した加工品が主力製品です。JAグループのイベントへ参加し、PR活動と販売促進に取り組みました。

2. 利用事業

ライスセンターでは、施設・機械の計画的点検整備及び効率利用を進め、品質管理の徹底と経費節減に努めました。取扱量は、米が荷受重量2,087トンで前年比92.1%、麦が荷受重量148トンで前年比74.3%となりました。

育苗事業では、生産農家への安定した苗の供給に取り組みました。取扱数量は、熊山・和気育苗センターで21,657枚の実績となりました。

3. 広報・教育事業

広報誌「JA岡山東」は、JA事業や身近な情報、地域のニュース等を提供し、より親しみやすい紙面づくりを行いました。また、コミュニティー誌「レコルト」を発行し広く地域にJAをPRしました。ホームページやフェイスブックは更新を定期的に行い、新しくスマートフォン向けJAグループアプリ「JA旬みっけ!」を活用し、百菜市場和気店等のイベント情報をPRし、情報発信の充実に取り組みました。

地元産農畜産物並びにJAファンづくりに資するため、統一広報テレビ番組のJAグループプレゼンツ「笑味ちゃん天気予報」を通じて、JAグループ内外にJAの事業・活動等をPRするとともに、JAの主張を発信しました。

組合員、役職員等が食料・農業・JAに関する情報の共有化を目的として、「日本農業新聞」を情報紙として活用し、積極的な普及に取り組みました。JAと組合員、地域住民とを結ぶ教育資材として、「家の光」三誌等の積極的な普及に取り組みました。また、「ちゃぐりん」等の教育資材を活用した食農教育活動を通じ、次世代のJAファンづくりに努めました。

4. 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

(1) 農産物の高品質・高付加価値化

多様化する消費者や実需者のニーズに対応するため、新品種・新技術の導入など栽培技術の高位平準化を図ります。

(2) 販売戦略の拡充・強化

消費者ニーズに基づく販売力の強化と付加価値を向上し地域ブランドを確立します。

(3) 担い手のニーズに応じた対応

担い手経営体のニーズを把握し、総合的な事業提案を行い、担い手経営体の所得増大に貢献します。また、地域の中核的農家や集落営農組織、新規就農者の就農など、地域農業を支える担い手の育成と支援に、関係機関と連携して取り組みます。

◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

（１）農業者等の経営支援に関する取扱指針

- ・農業普及指導センター、J Aグループ岡山担い手サポートセンターと連携し、新規就農者等に対し訪問活動を実施
- ・農業者等のニーズを捉え、金融を中心とする各種サービスの提供を実施

（２）農業者等の経営支援に関する態勢整備

- ・信用部門と営農部門との連携による農業者等への経営支援態勢整備の強化
- ・多様化する農業者の金融ニーズに応えるため農業融資担当者の知識向上のための研修会の実施

（３）農業者等への支援対応力強化

- ・農業金融に関する情報提供
- ・農業者の営農計画を踏まえた資金ニーズの的確な把握
- ・J Aバンク利子助成の効果的な活用

（４）農業者等のニーズに対応できる農業融資担当者の配置

- ・本店 5 名、各支店 10 名

5. 地域貢献情報

全般に関する事項	
協同組織の特性	<p>当 J A は、岡山市東区瀬戸町、赤磐市、備前市、和気郡和気町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>当 J A の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 J A では資金を必要とする組合員の皆様方や、地域公共団体などにもご利用いただいております。</p> <p>当 J A は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。</p> <p>また、J A の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組織として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。</p>
組合員数・出資金 (出資1口金額=1,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ・正組合員 9,939 人 ・准組合員 7,870 人 ・出資金 1,762 百万円
1. 地域からの資金調達の状況	
(1) 貯金積金残高	138,212 百万円
(2) 貯金商品	<ul style="list-style-type: none"> ・普通貯金 ・定期貯金 ・定期積金等
2. 地域への資金供給の状況	
(1) 貸出金残高	26,690 百万円
(2) 制度融資取扱い状況	<ul style="list-style-type: none"> ・農業近代化資金 ・(株)日本政策金融公庫資金
(3) 融資商品	営農資金、マイカーローン、住宅ローン等

3. 農業振興活動・文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）	
(1) 農業振興活動	<p>当 J A では、地域農業の活性化を目的としてさまざまな取り組みを行っております。</p> <p>主なものとして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手支援 ・各生産者部会への指導・支援 ・各種農業関連イベント ・学校給食への地元農産物の提供支援
(2) 文化的・社会的貢献に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事への参加 ・地域活動への協賛・後援 ・図画、作文、ポスター、書道コンクールの開催 ・日本赤十字社の献血への積極的参加 ・地域社会への交通安全啓発資材の贈呈 ・新規就農者、U・J・I ターン者への農業研修 ・稲作栽培体験（管内小学校） ・野菜栽培・食農教育補助教材贈呈（管内小学校 5 年生）
(3) 利用者ネットワーク化への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・年金友の会 ・女性部
(4) 情報提供活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A 広報誌の発行 ・ホームページ、フェイスブックを通じた組合員等利用者への情報提供
(5) 店舗体制	P.82 ～ 83 に掲載

6. リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」・「リスク管理規程」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び

A L M委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 資金調達に係る流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当J Aでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aでは、コンピュータシステムの安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「情報セキュリティ基本規程」等を設定しています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当J Aは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- (1) 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- (2) 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- (3) 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- (4) 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- (5) 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- (6) 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

〔個人情報保護方針〕

当J Aは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当J Aの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関係法令等の遵守

当J Aは、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項及び第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当J Aは、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当J Aは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当J Aは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当J Aは、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当J Aは、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に即して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当J Aは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当J Aは、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当J Aは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当J Aは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当J Aは、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当J Aは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当J Aは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改

善に努めることが当J Aの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当J Aは、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当J Aは、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当J Aは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当J Aは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当J Aは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

〔金融円滑化にかかる基本的方針〕

当J Aは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当J Aの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当J Aの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- (1) 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めてまいります。
- (2) 当J Aは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- (3) 当J Aは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- (4) 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- (5) 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者

再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

(6) 当J Aは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。

①組合長以下、関係役員室部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

②信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当J A全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。

③各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。

(7) 当J Aは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

〔マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

当J Aは、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当J Aは、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当J Aの特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

当J Aは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当J Aは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(組織的な対応)

当J Aは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当J Aは、警察、財団法人岡山県暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

※ 「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団又は個人を指します。

[利益相反管理方針の概要]

(1) 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当J Aの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

(2) 「利益相反のおそれのある取引」の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

①お客さまと当J Aの間の利益が相反する類型

- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。
- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。

②当J Aの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

(3) 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- ①利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- ②各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- ③利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- ④各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- ⑤利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

(4) 利益相反の管理の方法

当J Aは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- ①対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止す

る方法

③対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当J Aが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

④その他対象取引を適切に管理するための方法

(5) 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当J Aで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

(6) 利益相反管理体制

①当J Aは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当J A全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めまします。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとしまします。また、当J Aの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めまします。

②利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

(7) 利益相反管理体制の検証等

当J Aは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みまします。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長をコンプライアンス最高責任者とし、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、事業運営に関する苦情・相談等をお受けし、誠実な対応に努めています。

金融ADR制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

山陽支店 086-955-1221	瀬戸支店 086-952-0511	赤坂支店 086-957-2121
熊山支店 086-995-1261	吉井支店 086-954-0311	備前支店 0869-64-3381
伊理日生支店 0869-67-0026	和気支店 0869-93-0127	佐伯支店 0869-88-1131
吉永支店 0869-84-3161		

信用事業（本店信用課）	086-908-0604
JAバンク相談所	03-6837-1359

共済事業（本店共済事務課）	086-908-0608
JA共済相談受付センター	0120-536-093

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

(2) 紛争解決措置

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

岡山弁護士会岡山仲裁センター

①窓口または（一社）JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店・事業所のすべてを対象とし、年度の内部監査計

画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長及び監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

7. 自己資本の状況

自己資本比率の状況

当J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成31年3月末における自己資本比率は、13.39%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当J Aの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	岡山東農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,762百万円（前年度1,782百万円）

当J Aは、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当J Aが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

8. 主な事業の内容

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇為替業務

全国のJ A・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国のJ Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンス・ストアなどでも現金引出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇貯金商品のご案内

種 類	特 徴	預入期間	預入金額	
当座貯金	主として小切手や手形の支払資金となるもので、主に商工業者の営業資金の出し入れにご利用いただけます。	定めなし	1 円以上	
総合貯金	一冊の通帳に「貯める・受取る・支払う・借りる」の4つの機能がパックされており、同時に給与等の振込みを利用すると、日常生活に必要なお金を財布代わりにしてお預けいただけます。	定めなし	1 円以上	
スーパー定期貯金	市場金利が反映された有利で確実な運用をしていただけます。3年・4年・5年・7年・10年ものは半年複利計算により、さらに有利な運用が可能です。	定型方式 1,2,3,6 カ月 1,2,3,4,5,7,10 年 期日指定方式 1 カ月超 10 年未満の間で指定	1 円以上 1 円単位	
大口定期貯金	運用期間のバリエーションも豊富で、目的に合わせ資金を効率的に運用いただけ、収益性・利便性と安全性・確実性を備えた商品です。	定型方式 1,2,3,6 カ月 1,2,3,4,5,7,10 年 期日指定方式 1 カ月超 10 年未満の間で指定	1,000 万円以上 1 円単位	
期日指定定期貯金	預入後 1 年を経過すればいつでも解約日が指定いただけ、一部を解約し残額を引続き継続運用することも可能です。また、利息は 1 年ごとの複利計算となります。	1 年以上 最長 3 年	1 円以上 300 万円未満 1 円単位	
定期積金	一定額を定期的に継続して払込み、まとまった資金が受け取れます。また、ボーナス併用も可能でより大きな財産づくりにご利用いただけます。	1,2,3,4,5,10 年 5 年まで 6 カ月き ざみのものもあり ボーナス併用も可能	1 回あたり 1,000 円 以上	
貯蓄貯金	預金残高に応じて段階的(金額階層別)に高い金利が適用されます。毎月お客様の希望する一定額を振り替えるスイングサービスがご利用いただけます。	定めなし	1 円以上	
財形貯金	一般財形貯金	給与・ボーナスから天引きする積立貯金で、使いみちは自由です。	3 年以上	1 円以上
	財形年金貯金	年金の受取を目的とした積立貯金で、財形住宅貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。(分離課税扱いも可能)	5 年以上	
	財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立貯金で、財形年金貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。(分離課税扱いも可能)	5 年以上	

◇融資商品のご案内

種 類	資 金 使 途	期 間
貯金担保貸付金	生活または事業に必要な資金	10年以内
共済積立金担保貸付金	生活または事業に必要な資金	10年以内
一般資金	営農資金、事業資金、住宅資金、生活資金等	資金用途により期間を定めています
賃貸事業資金	貸家・貸店舗・貸事務所・貸倉庫等の経営に要する施設の取得資金	30年以内・但し資金用途により期間を定めています
J A トータルプラン	負債整理資金を除くいっさいの資金	30年以内・但し資金用途により期間を定めています
県下統一ローン	資金用途により各種ローンがあります。(詳しくは「各種ローンのご案内」をご覧ください)	資金用途により6カ月～35年以内

◇各種ローンのご案内

種 類	申込可能年齢	資金用途	限度額	期間	
住宅資金	J A 住宅ローン (一般型)	20歳以上 66歳未満で 最終償還時 80歳未満	1) 住宅の新築・増改築 2) 住宅の購入(中古住宅も可) 3) 住宅用宅地の購入 4) 住宅資金の借換	10万円以上 原則として所要額の80%以内で 5,000万円以内	3年以上 35年以内
	J A 住宅ローン (100% 応援型)	20歳以上 66歳未満で 最終償還時 80歳未満	1) 住宅の新築・増改築 2) 住宅の購入(中古住宅も可)	10万円以上 所要額以内で 5,000万円以内	3年以上 35年以内
	J A 住宅ローン (借換応援型)	20歳以上 66歳未満で 最終償還時 80歳未満	住宅資金の借換	10万円以上 所要額以内で 5,000万円以内	3年以上 35年以内
	J A リフォーム ローン	20歳以上 66歳未満で 最終償還時 80歳未満	住宅の増改築、借換	10万円以上 所要額以内で 1,000万円以内	1年以上 15年以内
生活資金	J A マイカー ローン	18歳以上で最終償還時 75歳未満	自家用自動車の購入資金、 車検・修理費用、運転免許 の取得費用、簡易な車庫 (100万円以内)、借換	10万円以上 1,000万円以内	6カ月以上 10年以内
	J A フリー ローン	18歳以上で最終償還時 71歳未満	負債整理資金を除く生活 資金(営農・事業資金を 除く)	10万円以上 300万円以内	6カ月以上 5年以内
	J A 教育ローン	20歳以上で最終償還時 71歳未満	就学子弟の入学金・授業 料・アパート家賃等教育 に必要な資金(就学期間 内に必要な金額)、借換	10万円以上 1,000万円以内	6カ月以上 15年以内
	J A カード ローン	20歳以上で最終償還時 70歳未満	負債整理資金を除く生活 資金	50万円以内	2年以内 (自動更新)

◇キャッシュサービス

○J Aキャッシュサービス

J Aバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、J AバンクのA T Mによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。

○全国キャッシュサービス（M I C S）

民間金融機関のC Dオンライン提携によりM I C Sのステッカーの貼ってある他業態（都銀、地銀、第二地銀、信金、信組、労金）のC D・A T Mで現金の支払と残高照会のサービスが受けられます。

○手数料無料A T M提携（全国約 69,000 台：平成 30 年 3 月 31 日現在 J Aバンク調べ）

三菱U F J 銀行、セブン銀行、イーネットA T M、ローソンA T M、J F マリンバンクのA T Mによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用が可能です。（セブン銀行・イーネットA T M・ローソンA T MのA T Mではご入金も無料でご利用が可能です。）

※コンビニエンス・ストア等の一部の店舗においては、A T Mが設置されていない場合、金融機関が直接A T Mを設置している場合、他A T M運営会社のA T Mが設置されている場合があります。手数料が発生する場合があります。「イーネットA T Mマーク」「ローソンA T Mマーク」をご確認のうえ、ご利用下さい。

◇口座振替

契約により電話料金・電気料金・ガス料金などを皆様の口座から、貯金通帳や払戻請求書の呈示なしに、自動的に引落とし、これを一括して収納期間の貯金口座へ振替えるサービスです。また、年金・給与などを皆様の口座へ振込むなどのサービスも行っております。

◇年金の自動受取

年金のお受け取りは、J Aが便利でお得です。手続きは初回のみで、安全・確実にお受け取りいただけます。お受け取りの際に、証書や支払通知書をわざわざお持ちになる必要はありません。自動受け取りの手続きは簡単です。

○はじめて年金をお受け取りになる方は

「年金請求書」の金融機関欄に当J A店舗をご指定いただき、必要事項をご記入の上、窓口へ通帳をご持参下さい。

○お受け取り先をJ Aへ変更される方は

すでに郵便局や他の金融機関で年金をお受け取りになっている方は、「支払機関変更届」に必要事項をご記入の上、年金証書・貯金通帳・印鑑をご持参して窓口へご来店下さい。

◇J Aネットバンク

インターネットに接続されているパソコン、スマートフォン、携帯電話（機種によっては利用できない場合があります）から平日、休日を問わず、残高照会や振込、振替などの各種サービスが気軽に利用できます。

◇手数料のご案内

内国為替手数料

(税込)

			当 J A 本支店あて	J A グループあて	他金融機関あて
送金手数料 (小切手)			1 件につき 432 円	1 件につき 540 円	1 件につき 648 円
振込手数料 (1 件につき)	窓口	電信扱い	無 料	3 万円未満 324 円 3 万円以上 540 円	3 万円未満 648 円 3 万円以上 864 円
		文書扱い		3 万円未満 432 円 3 万円以上 648 円	3 万円未満 432 円 3 万円以上 648 円
	定時自動送金顧 客手数料	電信扱い 文書扱い		3 万円未満 216 円 3 万円以上 432 円	3 万円未満 540 円 3 万円以上 756 円
代金取立手数料 (1 通につき)	同一手形交換所の手形・小切手		216 円		
	(上記以外の手形・小切手) 至急扱い		無 料	432 円	864 円
	(") 普通扱い				648 円
その他諸手数料	振込・送金の組戻料		1 件につき	648 円 ただし、648 円を超える取立実費を要 する場合は、その実費を申し受けます。	
	不渡手形返却料		1 通につき		
	取立手形組戻料		1 通につき		
	取立手形店頭呈示料		1 通につき		

※視覚障がい等をお持ちで、ATMのご利用が困難なお客さまに対する窓口受付時の振込手数料については、ATMをご利用された場合の手数料と同額といたします。

A T Mを利用した現金による振込手数料 (1 件につき電信扱い) (税込)

	当 J A 本支店あて	J A グループあて	他金融機関あて
3 万円未満	無 料	216 円	540 円
3 万円以上		432 円	756 円

A T Mを利用したキャッシュカードによる振込手数料 (1 件につき電信扱い) (税込)

	当 J A 本支店あて	J A グループあて	他金融機関あて
3 万円未満	無 料	108 円	432 円
3 万円以上		324 円	648 円

J A ネットバンク (個人) を利用した振込手数料 (1 件につき電信扱い) (税込)

	当 J A 本支店あて	J A グループあて	他金融機関あて
3 万円未満	無 料	54 円	270 円
3 万円以上			378 円

信用業務取扱手数料一覧表 (税込)

手 数 料 項 目	手 数 料	
貯金残高証明書	1 通につき	216 円
キャッシュカード (IC・一体型含む) の発行更新 ※一体型については、5 年ごとに更新が必要です。	無料	

法人 J A ネットバンク手数料 (税込)

- 基本料金 (照会・振込サービス) 1,080 円 (月額)
- オプション料金 (データ伝送サービス) 2,160 円 (月額)
- オプション料金 (でんさいサービス) 無料

為替手数料 (1 件につき電信扱い) (税込)

	当 J A 本支店あて	J A グループあて	他金融機関あて
3 万円未満	無 料	108 円	432 円
3 万円以上		324 円	648 円

給与振込手数料 (1 件につき電信扱い) (税込)

	当 J A 本支店あて	J A グループあて	他金融機関あて
3 万円未満	無 料	108 円	324 円
3 万円以上		108 円	324 円

でんさいサービス手数料 (税込)

	法人 JA ネットバンク		窓口 (代行)
	当 JA 本支店宛 JA グループ宛	他金融機関 宛	当 JA 本支店宛 JA グループ宛 他金融機関宛
発生記録 (債務者請求)	324 円	648 円	1,080 円
発生記録 (債権者請求)	324 円	648 円	1,080 円
譲渡記録	324 円	648 円	1,080 円
分割記録	324 円	648 円	1,080 円
保証記録	324 円	324 円	1,080 円
支払等記録	324 円	324 円	1,080 円
変更記録	324 円	324 円	1,080 円
変更記録 (書面申請)	—	—	1,620 円
通常開示請求	無料	無料	—
特例開示請求	—	—	3,240 円
残高証明書発行 (都度)	—	—	4,320 円

(税込)

	法人 JA ネットバンク		窓口 (代行)
	当 JA 本支店宛 JA グループ宛	他金融機関 宛	当 JA 本支店宛 JA グループ宛 他金融機関宛
残高証明書発行 (定例)	—	—	1,620 円
口座間送金 決済中止	—	—	1,620 円
支払不能 情報照会	—	—	3,240 円
貸倒引当金繰入 事由証明書発行	—	—	1,080 円
でんさい割引 譲渡	324 円	648 円	1,080 円
でんさい割引 分割譲渡	324 円	648 円	1,080 円
でんさい担保 譲渡	324 円	648 円	1,080 円
でんさい担保 分割譲渡	324 円	648 円	1,080 円
支払不能 でんさい返却	—	—	1,080 円
でんさい依頼 返却	—	—	1,080 円
その他	—	—	2,160 円

(税込)

手数料項目	手数料	
通帳・証書・キャッシュカードの再発行		
貯金通帳	1冊につき	540円
証書	1通につき	540円
キャッシュカード（IC・一体型含む）	1枚につき	1,080円
※紛失、汚損など貯金者の管理責任に帰する場合		
小切手帳	1冊（50枚）につき	540円
約束手形	1冊（50枚）につき	540円
当座貯金口座開設	1口座	3,240円
自己宛小切手発行	1枚につき	540円
記録済み打ち出し	1口座（但し10年以内）	540円
口座振替手数料	お問い合わせください	
貸出残高証明書	1通につき	216円
ローンカードの発行	無料	
ローンカードの再発行	1枚につき	1,080円
繰上返済（一部／全部）（貯金・共済担保を除く）	500万円未満	3,240円
	500万円以上	5,400円
不動産担保事務取扱手数料（住宅ローン）	1件につき	21,600円
不動産担保事務取扱手数料（住宅ローン以外）	500万円未満	5,400円
	500万円以上	設定額×0.106%
条件変更	1件につき	3,240円
貸出証書一式	1件につき	540円
確定日付代	1枚につき	1,000円
償還年次表の再発行	無料	

両替手数料（1件につき）

(税込)

ご希望金種の合計枚数	料 金
1枚～100枚	無 料
101枚～200枚	108円
201枚～300枚	216円
301枚～400枚	324円
401枚～500枚	432円
501枚～600枚	540円
601枚～700枚	648円
701枚～800枚	756円
801枚～900枚	864円
901枚～1,000枚	972円
1,001枚～2,000枚	1,080円
2,001枚以上	1,000枚毎に216円を加算

※合計枚数は、お申込枚数またはお受取枚数のいずれか多い方となります。なお、100枚以下でも恒常的な両替については別途手数料を申し受ける場合があります。

共済事業

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

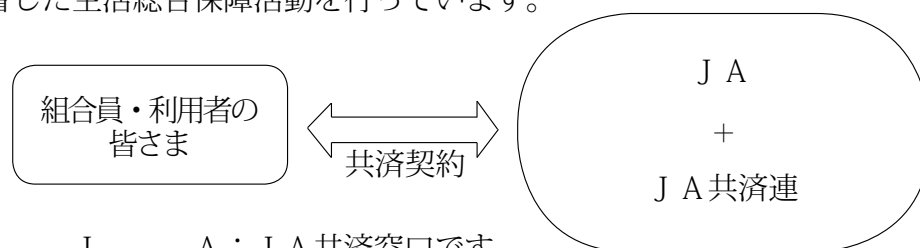
◇ J A共済の保障プラン

終身共済	万一のときはもちろん、ニーズに合わせた特約により病気やケガなどの備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。
医療共済	入院や手術はもちろん、がんの治療や先進医療などもしものときの幅広い医療リスクに一生涯備えることができます。
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。
介護共済	幅広い要介護状態に備えられる充実保障です。介護の不安に一生涯備えられます。
生活障害共済	身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
予定利率変動型年金共済	豊かな老後のための安心と楽しみを兼ね備えたセカンドライフを支える年金共済です。定期年金タイプと終身年金タイプからお選びいただけます。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。
自動車共済	相手への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障、車輛保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠償共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護のための保障です。

※上記以外にも、ニーズにお応えできる保障プランが各種ございます。

◇ J A共済の仕組み

J A共済は、平成17年4月1日から、J AとJ A共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J AとJ A共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A：J A共済窓口です

J A共済連：J A共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払、共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

購買事業

購買事業とは、組合員や地域住民の皆さまに良質な生産資材や生活資材をできるだけ安価で安定的に供給しようとするものです。

J Aの購買事業は大きく2つに分かれます。ひとつは、肥料・農薬・農業資材・農業機械・農業施設・飼料など営農活動に必要な品目の供給を行う生産資材購買です。もうひとつは、米・一般食料品・日用品・耐久消費財・家庭燃料など生活に必要な品目を供給する生活資材購買です。

皆さまから予約注文を受け、一括購入や流通コストの低減などスケールメリットを生かし、低価格で安心・安全・良質な資材とサービスの提供に貢献しています。

販売事業

農業者が生産した農畜産物を、J Aが集荷・販売するのが販売事業です。生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な品物をお届けしています。販売事業では生産物を市場に出荷するほか、選りすぐった農産物を管内の青空市において販売しています。

近年、特に強まった消費者の農畜産物に対する安全指向に応えるため、また、地産地消の取組みを拡大するため、生産履歴の記帳を始めとする安全性の確保対策実施を通じて、消費者に信頼される地元農産物の生産・流通に努めています。

指導事業

J Aは多くの事業に取り組んでいますが、根幹となるのが指導事業であり、営農指導・生活指導・教育活動を行っています。

営農指導は、農業生産技術向上のための指導、農業経営改善のための講習・研修の実施など、農業者のニーズに沿ったサービスを提供する事業として理解と支持をいただいています。

生活指導・教育活動は、営農指導や広報活動と連携して、組合員の生活改善と教養・文化を高める活動を展開しています。現在、食農教育がクローズアップされていますが、J Aは消費者・将来を担う子供たちとのコミュニケーション促進を通じて、日本農業と伝統的な食の大切さを改めて認識していただく運動をすすめています。

加工事業

地元農産物を使った農産加工品の販売拡大及び農産加工品の研究と開発に取り組んでいます。

利用事業

品質向上と作業の効率化及び長期的な事業コストの削減をはかるため、機械・器具等の更新を計画的に進めており、経済事業改革の中で課題となっている施設の効率利用について検討しています。

葬祭事業

組合員・利用者の方への細かなサービスを「想う心・敬う心・送る心」でお届けし、心に残る葬儀で満足を感じていただけるよう日々努力いたしております。ご法要や仏壇・墓石のご相談にいたるまで、ご葬儀に関する全てに専門スタッフが対応いたします。仕出センターは、美味しさに心を込めて食材にこだわり、思い出に花を添える料理をお届けしています。

(2) 系統セーフティネット

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【経営資料】

I. 決算の状況

1. 貸借対照表

科 目	資 産	
	平成29年度 (平成30年3月31日)	平成30年度 (平成31年3月31日)
(資 産 の 部)		
1. 信用事業資産	136,988,036	138,917,498
(1) 現金	733,065	743,722
(2) 預金	104,508,556	102,392,345
系統預金	104,458,600	102,354,215
系統外預金	49,956	38,129
(3) 有価証券	3,795,100	8,948,400
国債	1,043,100	1,037,700
政府保証債	2,752,000	7,910,700
(4) 貸出金	27,956,506	26,690,163
(5) その他の信用事業資産	88,751	147,440
未収収益	54,838	101,283
その他の資産	33,912	46,156
(6) 貸倒引当金	△ 93,943	△ 4,574
2. 共済事業資産	213,908	12,650
(1) 共済貸付金	206,391	3,765
(2) 共済未収利息	2,363	67
(3) その他の共済事業資産	5,820	8,817
(4) 貸倒引当金	△ 667	△ 0
3. 経済事業資産	977,111	910,408
(1) 受取手形	2,975	3,572
(2) 経済事業未収金	504,425	416,094
(3) 経済受託債権	315,694	331,297
(4) 棚卸資産	144,150	148,441
購買品	127,482	131,874
販売品	4,292	4,312
諸材料	8,067	8,048
その他の棚卸資産	4,307	4,205
(5) その他の経済事業資産	15,257	14,197
(6) 貸倒引当金	△ 5,391	△ 3,194
4. 雑資産	264,437	248,389
5. 固定資産	4,411,091	4,256,060
(1) 有形固定資産	4,405,565	4,250,955
建物	5,197,463	5,203,706
機械装置	855,478	855,361
土地	2,904,628	2,830,137
建設仮勘定	1,423	—
その他の有形固定資産	1,059,531	1,059,980
減価償却累計額	△ 5,612,959	△ 5,698,231
(2) 無形固定資産	5,525	5,105
6. 外部出資	6,604,984	7,119,214
(1) 外部出資	6,604,984	7,119,214
系統出資	6,419,494	6,933,724
系統外出資	185,490	185,490
7. 繰延税金資産	5,683	—
資産の部合計	149,465,252	151,464,221

負債及び純資産		
科 目	平成29年度(平成30年3月31日)	平成30年度(平成31年3月31日)
(負 債 の 部)		
1. 信用事業負債	138,048,292	140,032,731
(1) 貯金	136,233,728	138,212,087
(2) 借入金	1,632,954	1,498,021
(3) その他の信用事業負債	181,608	322,621
未払費用	52,223	48,212
その他の負債	129,385	274,409
2. 共済事業負債	908,743	722,603
(1) 共済借入金	204,741	3,065
(2) 共済資金	376,127	390,157
(3) 共済未払利息	2,336	67
(4) 未経過共済付加収入	310,400	312,486
(5) 共済未払費用	7,983	9,866
(6) その他の共済事業負債	7,155	6,959
3. 経済事業負債	420,506	375,218
(1) 経済事業未払金	352,319	324,767
(2) 経済受託債務	63,667	49,687
(3) その他の経済事業負債	4,519	763
4. 雑負債	366,444	381,530
(1) 未払法人税等	32,000	61,000
(2) 資産除去債務	28,252	28,826
(3) その他の雑負債	306,192	291,704
5. 諸引当金	854,015	887,832
(1) 賞与引当金	127,357	160,756
(2) 退職給付引当金	718,572	712,814
(3) 役員退職慰労引当金	5,254	11,158
(4) ポイント引当金	2,831	3,102
6. 再評価に係る繰延税金負債	477,559	458,764
7. 繰延税金負債	—	14,274
負債の部合計	141,075,561	142,872,955
(純 資 産 の 部)		
1. 組合員資本	7,167,900	7,305,695
(1) 出資金	1,782,746	1,762,776
(2) 再評価積立金	330	330
(3) 資本準備金	6,463	6,463
(4) 利益剰余金	5,385,297	5,546,365
利益準備金	1,939,930	1,979,930
その他の利益剰余金	3,445,367	3,566,435
減損会計対応積立金	697,800	690,800
リスク管理対応積立金	827,000	847,000
施設更新積立金	728,500	748,500
税効果会計対応積立金	94,000	94,000
特別積立金	669,905	669,905
当期末処分剰余金	428,161	516,230
(うち当期剰余金)	(174,199)	(139,913)
(5) 処分未済持分	△ 6,937	△ 10,241
2. 評価・換算差額等	1,221,790	1,285,570
(1) その他有価証券評価差額金	214,059	325,549
(2) 土地再評価差額金	1,007,731	960,021
純資産の部合計	8,389,690	8,591,265
負債及び純資産の部合計	149,465,252	151,464,221

2. 損益計算書

科 目	平成 29 年度	平成 30 年度
	(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)	(自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)
1. 事業総利益	2,631,751	2,723,089
(1) 信用事業収益	1,209,151	1,242,470
資金運用収益	1,121,372	1,161,621
(うち預金利息)	(573,980)	(640,838)
(うち有価証券利息)	(40,731)	(39,278)
(うち貸出金利息)	(435,941)	(412,737)
(うちその他受入利息)	(70,718)	(68,766)
役務取引等収益	42,889	41,403
その他事業直接収益	9,220	—
その他経常収益	35,668	39,445
(2) 信用事業費用	263,893	150,085
資金調達費用	99,173	90,510
(うち貯金利息)	(74,633)	(69,252)
(うち給付補てん備金繰入)	(1,837)	(1,622)
(うち借入金利息)	(21,721)	(18,654)
(うちその他支払利息)	(980)	(980)
役務取引等費用	12,351	13,012
その他経常費用	152,368	46,562
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 3,001)	(△ 89,369)
信用事業総利益	945,257	1,092,384
(3) 共済事業収益	1,042,041	1,034,661
共済付加収入	975,470	951,205
共済貸付金利息	4,929	2,398
その他の収益	61,641	81,057
(4) 共済事業費用	68,484	77,735
共済借入金利息	4,889	2,393
共済推進費	42,296	59,849
共済保全費	7,460	6,835
その他の費用	13,836	8,656
(うち貸倒引当金繰入額)	(9)	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△ 667)
共済事業総利益	973,556	956,925
(5) 購買事業収益	1,667,199	1,592,594
購買品供給高	1,598,073	1,527,207
修理サービス料	34,121	32,314
その他の収益	35,004	33,073
(6) 購買事業費用	1,461,807	1,390,291
購買品供給原価	1,415,211	1,353,480
購買品供給費	7,750	2,285
修理サービス費	10,899	12,223
その他の費用	27,946	22,301
(うち貸倒引当金繰入額)	(260)	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△ 2,441)
(うちポイント引当金繰入額)	(3,086)	(2,864)
購買事業総利益	205,392	202,303
(7) 販売事業収益	125,463	128,773
販売品販売高	16,536	20,060
販売手数料	89,452	84,652
その他の収益	19,474	24,060
(8) 販売事業費用	29,824	34,831
販売品販売原価	14,414	18,338
その他の費用	15,410	16,492
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 77)	(△ 326)
販売事業総利益	95,638	93,942

科 目	平成 29 年度 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)	平成 30 年度 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)
(9) 保管事業収益	41,475	36,290
(10) 保管事業費用 (うち貸倒引当金繰入額) (うち貸倒引当金戻入益)	18,048 — (△ 32)	16,615 — (△ 3)
保管事業総利益	23,426	19,675
(11) 加工事業収益	2,627	2,550
(12) 加工事業費用 (うち貸倒引当金戻入益)	3,324 —	3,086 (△ 0)
加工事業総損失	696	536
(13) 利用事業収益	112,511	99,324
(14) 利用事業費用 (うち貸倒引当金繰入額) (うち貸倒引当金戻入益)	83,594 (568) —	80,691 — (△ 568)
利用事業総利益	28,917	18,632
(15) 葬祭事業収益	686,539	691,352
(16) 葬祭事業費用 (うち貸倒引当金繰入額) (うち貸倒引当金戻入益)	328,637 (15) —	344,537 (1,144) —
葬祭事業総利益	357,902	346,815
(17) 宅地等供給事業収益	31,192	6,034
(18) 宅地等供給事業費用	16,963	325
宅地等供給事業総利益	14,228	5,709
(19) 指導事業収入	4,261	6,787
(20) 指導事業支出	16,133	19,550
指導事業収支差額	△ 11,872	△ 12,762
2. 事業管理費	2,510,529	2,547,796
(1) 人件費	1,932,118	1,984,713
(2) 業務費	191,632	189,558
(3) 諸税負担金	74,943	68,776
(4) 施設費	293,501	288,707
(5) その他事業管理費	18,333	16,041
事業利益	121,222	175,293
3. 事業外収益	154,112	138,026
(1) 受取雑利息	274	155
(2) 受取出資配当金	100,648	99,818
(3) 賃貸料	24,951	25,604
(4) 償却債権取立益	180	156
(5) 雑収益	28,056	12,291
4. 事業外費用	19,931	18,737
(1) 寄付金	4,232	4,492
(2) 雑損失	15,699	14,245
経常利益	255,402	294,582
5. 特別利益	2,157	—
(1) 固定資産処分益	1,091	—
(2) 一般補助金	1,066	—
6. 特別損失	20,560	114,919
(1) 固定資産処分損	2,790	6,941
(2) 固定資産圧縮損	1,066	866
(3) 減損損失	16,704	107,110
税引前当期利益	237,000	179,663
法人税、住民税及び事業税	53,762	81,215
法人税等調整額	9,037	△ 41,465
法人税等合計	62,799	39,750
当期剰余金	174,199	139,913
繰越剰余金	222,456	221,607
減損会計対応積立金取崩額	16,000	107,000
税効果会計対応積立金取崩額	11,000	—
土地再評価差額金取崩額	4,505	47,709
当期末処分剰余金	428,161	516,230

3. 注記表

区分	29年度	30年度
<p>[1] 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記</p>	<p>1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ① 其他有価証券 (ア) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） (イ) 時価のないもの：移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。 ① 購入品：売却還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ② 販売品（買取米）：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ③ 諸材料及びその他の棚卸資産（製品以外）：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 (1) その他有価証券 ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 時価のないもの：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。 (1) 購入品（肥料・農薬・飼料・燃料）：主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (2) 購入品（農機）：主として個別法 (3) 購入品（その他）：主として売却還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (4) 販売品（買取米）：主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p>
	<p>(3) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産の一部については法人税法の規定に基づき、3年で均等償却しています。</p>	<p>3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産の一部については法人税法の規定に基づき、3年で均等償却しています。</p>

区分	29年度	30年度
	<p>②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、当JA利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(4) 引当金の計上基準 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）にかかる債権及び法的に経営破綻の事実が発生していないもの実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）にかかる債権については、帳簿価額（債権額）から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の正常先、要注意先（要管理先を含む。）にかかる債権については、貸倒実績率等に基づく予想損失率で算定した金額を計上しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当等を行います。</p> <p>②賞与引当金 賞与支給基準に基づき、職員に対して支給する賞与の支出にあたるため、次期支給の賞与見込額のうち当期に属する期間対応分</p>	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、当JA利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）にかかる債権及び法的に経営破綻の事実が発生していないもの実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）にかかる債権については、帳簿価額（債権額）から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の正常先、要注意先（要管理先を含む。）にかかる債権については、貸倒実績率等に基づく予想損失率で算定した金額を計上しております。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当等を行います。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与支給基準に基づき、職員に対して支給する賞与の支出にあたるため、次期支給の賞与見込額のうち当期に属する期間対応分</p>

区分	29年度	30年度
	<p>を計上していません。</p> <p>③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上していません。 なお、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額はありません。 また、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。</p> <p>④役員退職慰勞引当金 役員の退職慰勞金の支払いに備えるため、役員退職慰勞規程に基づき期末要支給額を計上していません。</p> <p>⑤ポイント引当金 百菜市場和気店において、販売促進を目的とするポイント制度に基づき、組合員利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上していません。</p> <p>(5) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、動産不動産にかかる控除対象額外消費税等は繰延消費税として雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>(6) 記載金額の端数処理 貸借対照表、損益計算書、注記表及び附属明細書等の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。 そのため、内訳金額を合計した金額が合計欄記載の金額と一致し</p>	<p>を計上していません。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上していません。 また、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。</p> <p>(4) 役員退職慰勞引当金 役員の退職慰勞金の支払いに備えるため、役員退職慰勞規程に基づき期末要支給額を計上していません。</p> <p>(5) ポイント引当金 百菜市場和気店において、販売促進を目的とするポイント制度に基づき、組合員利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上していません。</p> <p>5. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、動産不動産にかかる控除対象額外消費税等は繰延消費税として雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>6. 記載金額の端数処理 貸借対照表、損益計算書、注記表及び附属明細書等の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。 そのため、内訳金額を合計した金額が合計欄記載の金額と一致し</p>

区 分	29年度	30年度																																																								
<p>[2] 会計方針の変更に関する注記 (30年度のみ)</p>	<p>ない場合があります。 なお、金額が千円未満の科目については、「0」で表示しています。</p>	<p>ない場合があります。 なお、金額が千円未満の科目については、「0」で表示しております。</p> <p>購買品（肥料・農薬・飼料・燃料）の評価方法は、従来、主として売価還元法によってまいりましたが、当事業年度の期首に購買システムが更新され、購買品の一品ごとの受払管理に基づく原価計算がシステム化されたことに伴い、より合理的な購買品の評価及び適正な損益期間の計算が可能になったため、当事業年度から主として総平均法に変更しました。</p> <p>当該会計方針の変更は、当事業年度の期首に購買システムが更新されたことから、過去の事業年度に関する精緻な購買品の受払記録が一部入手不可能であり、この会計方針を適及適用した場合は累積的影響額を当事業年度の期首時点において算定することは実務上不可能であるため、前事業年度末の購買品の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり購買品（肥料・農薬・飼料・燃料）については主として総平均法を適用しています。</p> <p>なお、この変更による影響は軽微です。</p>																																																								
<p>[3] 貸借対照表に関する注記 (29年度は [2])</p>	<p>1. 有形固定資産については、圧縮記帳額を控除した残額のみを記載しており、その圧縮記帳額は 598,226 千円です。</p> <p>2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、共済端末機はリース契約により使用しています。</p> <p>3. 担保に供した資産等は次のとおりです。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1187 965 1358 1753"> <thead> <tr> <th colspan="2">担保に供している資産</th> <th colspan="2">担保権によって担保されている債務</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>期末帳簿価額</th> <th>担保権の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林中央金庫定期預金</td> <td>4,000,000</td> <td>質権</td> <td>農林中央金庫為替担保</td> </tr> <tr> <td>系統外定期預金</td> <td>4,500</td> <td>質権</td> <td>市取納代理業務</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,004,500</td> <td></td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>565</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>565</td> </tr> </tbody> </table>	担保に供している資産		担保権によって担保されている債務		種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	農林中央金庫定期預金	4,000,000	質権	農林中央金庫為替担保	系統外定期預金	4,500	質権	市取納代理業務	合 計	4,004,500		合 計				565				565	<p>1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産については、圧縮記帳額を控除した残額のみを記載しており、その圧縮記帳額は 599,093 千円です。</p> <p>2. 担保に供した資産等は次のとおりです。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1187 125 1358 920"> <thead> <tr> <th colspan="2">担保に供している資産</th> <th colspan="2">担保権によって担保されている債務</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>期末帳簿価額</th> <th>担保権の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林中央金庫定期預金</td> <td>4,000,000</td> <td>質権</td> <td>農林中央金庫為替担保</td> </tr> <tr> <td>系統外定期預金</td> <td>4,500</td> <td>質権</td> <td>市取納代理業務</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,004,500</td> <td></td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>89</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table>	担保に供している資産		担保権によって担保されている債務		種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	農林中央金庫定期預金	4,000,000	質権	農林中央金庫為替担保	系統外定期預金	4,500	質権	市取納代理業務	合 計	4,004,500		合 計				89				89
担保に供している資産		担保権によって担保されている債務																																																								
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容																																																							
農林中央金庫定期預金	4,000,000	質権	農林中央金庫為替担保																																																							
系統外定期預金	4,500	質権	市取納代理業務																																																							
合 計	4,004,500		合 計																																																							
			565																																																							
			565																																																							
担保に供している資産		担保権によって担保されている債務																																																								
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容																																																							
農林中央金庫定期預金	4,000,000	質権	農林中央金庫為替担保																																																							
系統外定期預金	4,500	質権	市取納代理業務																																																							
合 計	4,004,500		合 計																																																							
			89																																																							
			89																																																							

区分	29年度	30年度																								
	<p>4. 理事及び監事に対する金銭債権・債務の総額 理事及び監事に対する金銭債権の総額 該当ありません。 理事及び監事に対する金銭債務の総額 該当ありません。</p>	<p>3. 理事及び監事に対する金銭債権・債務の総額 理事及び監事に対する金銭債権の総額 該当ありません。 理事及び監事に対する金銭債務の総額 該当ありません。</p>																								
	<p>5. 貸出金のうちリスク管理債権 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="427 1352 624 1756"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td>140,133</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>140,133</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔破綻先債権〕 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。 〔延滞債権〕 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。 〔3カ月以上延滞債権〕 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く。）をいいます。 〔貸出条件緩和債権〕 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く。）をいいます。</p>	区分	金額	破綻先債権	—	延滞債権	140,133	3カ月以上延滞債権	—	貸出条件緩和債権	—	合計	140,133	<p>4. 貸出金のうちリスク管理債権 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="427 517 635 920"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td>93,002</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>93,002</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔破綻先債権〕 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。 〔延滞債権〕 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。 〔3カ月以上延滞債権〕 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く。）をいいます。 〔貸出条件緩和債権〕 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く。）をいいます。</p>	区分	金額	破綻先債権	—	延滞債権	93,002	3カ月以上延滞債権	—	貸出条件緩和債権	—	合計	93,002
区分	金額																									
破綻先債権	—																									
延滞債権	140,133																									
3カ月以上延滞債権	—																									
貸出条件緩和債権	—																									
合計	140,133																									
区分	金額																									
破綻先債権	—																									
延滞債権	93,002																									
3カ月以上延滞債権	—																									
貸出条件緩和債権	—																									
合計	93,002																									

区分	29年度	30年度
<p>[4] 損益計算書に関する注記 (29年度は [3])</p>	<p>なお、リスク管理債権は、当該債権額を開示するものであり、担保・保証等による保全の有無及び個別貸倒引当金で引き当てられているものを考慮しておりませんので、開示額は回収不能額を表すものではありません。</p> <p>6. 「土地の再評価に関する法律」に基づき土地再評価差額金を計上した場合の再評価の方法及び同法第10条に規定する差額 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再評価を行った年月日 平成11年3月31日 ●同法律第3条3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布令第119号)第2条3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法」に基づき算出 <p>再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額：933,185千円</p> <p>①減損損失に関する注記 (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグループピングを実施した結果、業務用固定資産については支店単位及び生活関連店舗ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産、賃貸資産)については、各</p>	<p>なお、リスク管理債権は、当該債権額を開示するものであり、担保・保証等による保全の有無及び個別貸倒引当金で引き当てられているものを考慮しておりませんので、開示額は回収不能額を表すものではありません。</p> <p>5. 「土地の再評価に関する法律」に基づき土地再評価差額金を計上した場合の再評価の方法及び同法第10条に規定する差額 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再評価を行った年月日 平成11年3月31日 ●同法律第3条3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布令第119号)第2条3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法」に基づき算出 <p>再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額：882,864千円</p> <p>①減損損失に関する注記 (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグループピングを実施した結果、営業店舗については支店単位及び生活関連店舗ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産、賃貸固定資産)については、各</p>

区分

29年度

各固定資産をグループピニングの最小単位としています。
さらに、独立したキャッシュ・フローを算出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、組合員の営農等の便宜上廃止することができない営農関連施設等については共用資産と認識しています。なお、共用資産は全体及び支店単位にあります。

当期に減損損失を計上した資産又は資産グループは次のとおりです。

資産又は資産グループ	用途	種類	場所	その他
旧西山事業所	遊休資産	土地	赤磐市内	
旧可真事業所	遊休資産	土地	赤磐市内	
旧備前西事業所	遊休資産	土地	備前市内	
旧伊里支店	遊休資産	土地	備前市内	
旧高月支店	遊休資産	土地	赤磐市内	
旧機械銀行	遊休資産	土地	和気郡和気町内	
旧備前Aコープ駐車場	業務外賃貸資産	土地	備前市内	
旧備前燃料センター	業務外賃貸資産	土地	備前市内	
旧藤野支所	業務外賃貸資産	建物	和気郡和気町内	
旧日笠支所	業務外賃貸資産	建物	和気郡和気町内	
旧石生支所	業務外賃貸資産	建物	和気郡和気町内	
赤坂支店グループ	事業用資産	土地、構築物、器具備品等	赤磐市内	

30年度

固定資産をグループピニングの最小単位としています。
さらに、独立したキャッシュ・フローを算出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、組合員の営農等の便宜上廃止することができない営農関連施設等については共用資産と認識しています。なお、共用資産は全体及び支店単位にあります。

当期に減損損失を計上した資産又は資産グループは次のとおりです。

資産又は資産グループ	用途	種類	場所	その他
旧万富事業所	遊休資産	土地	岡山市東区瀬戸町内	
旧西山事業所	遊休資産	土地	赤磐市内	
旧可真事業所	遊休資産	土地	赤磐市内	
旧備前西事業所	遊休資産	土地	備前市内	
旧伊里支店	遊休資産	土地	備前市内	
旧高月支店	遊休資産	土地	赤磐市内	
旧小野田支店	遊休資産	土地	赤磐市内	
旧機械銀行	遊休資産	土地	和気郡和気町内	
旧東鶴山事業所	業務外賃貸資産	土地	備前市内	
旧備前Aコープ駐車場	業務外賃貸資産	土地	備前市内	
旧備前燃料センター	業務外賃貸資産	土地	備前市内	
旧藤野支所	業務外賃貸資産	建物	和気郡和気町内	
旧日笠支所	業務外賃貸資産	建物	和気郡和気町内	
旧石生支所	業務外賃貸資産	建物	和気郡和気町内	
赤坂支店グループ	事業用資産	土地、建物、構築物	赤磐市内	
赤坂農機センター	事業用資産	土地、建物、構築物、機械装置	赤磐市内	
赤坂青空市	事業用資産	土地、建物、構築物、器具備品	赤磐市内	
吉井車輻農機センター	事業用資産	土地、建物、構築物、器具備品	赤磐市内	
和気燃料センター	事業用資産	器具備品	和気郡和気町内	

区分

29年度

30年度

資産又は資産グループ	認識に至った経緯
旧石生支所	J Aの事業用としては、直接使用していない業務外固定資産の状況であるため減損の兆候に該当しています。現在、貸貸資産として使用していることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
赤坂支店グループ	J Aの事業用資産であるが、事業損益が2期連続で赤字であるため減損の兆候に該当しています。割引前将来キャッシュ・フローを計算しましたが、その金額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

資産又は資産グループ	認識に至った経緯
旧藤野支所	J Aの事業用としては、直接使用していない業務外固定資産の状況であるため減損の兆候に該当しています。現在、貸貸資産として使用していることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧日笠支所	J Aの事業用としては、直接使用していない業務外固定資産の状況であるため減損の兆候に該当しています。現在、貸貸資産として使用していることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧石生支所	J Aの事業用としては、直接使用していない業務外固定資産の状況であるため減損の兆候に該当しています。現在、貸貸資産として使用していることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
赤坂支店グループ 赤坂農機センター 赤坂青空市	J Aの事業用資産であるが、事業損益が2期連続で赤字であるため減損の兆候に該当しています。割引前将来キャッシュ・フローを計算しましたが、その金額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
吉井車輛農機センター	J Aの事業用資産であるが、事業損益が2期連続で赤字であるため減損の兆候に該当しています。割引前将来キャッシュ・フローを計算しましたが、その金額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
和気燃料センター	J Aの事業用資産であるが、事業損益が2期連続で赤字であるため減損の兆候に該当しています。割引前将来キャッシュ・フローを計算しましたが、その金額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

資産又は資産グループ	減損損失額(千円)	主な固定資産の種類ごとの減損損失額(千円)
旧西山事業所	636	土地：636
旧可真事業所	648	土地：648
旧備前西事業所	399	土地：399
旧伊里支店	471	土地：471
旧高月支店	1,571	土地：1,271 経済前払費用：300
旧機械銀行	92	土地：92

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

資産又は資産グループ	減損損失額(千円)	主な固定資産の種類ごとの減損損失額(千円)
旧万富事業所	516	土地：516
旧西山事業所	358	土地：358
旧可真事業所	319	土地：319
旧備前西事業所	1,102	土地：1,102
旧伊里支店	481	土地：481
旧高月支店	868	土地：868
旧小野田支店	164	土地：164

区分

29年度

資産又は資産グループ	減損損失額 (千円)	主な固定資産の種類ごとの減損損失額 (千円)
旧備前Aコープ 駐車場	821	土地：821
旧備前燃料センター	406	土地：406
旧藤野支所	2,423	建物：2,320 構築物：102
旧日笠支所	134	建物：134
旧石生支所	320	建物：320
赤坂支店グループ	8,777	土地：2,027 構築物：1,899 車両運搬具：1,449 器具備品：3,399

(4) 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算出方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

資産又は資産グループ	回収可能額として採用した基準	時価の算出方法又は割引率
旧西山事業所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧可真事業所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧備前西事業所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧伊里支店	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧高月支店	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧機械銀行	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。

30年度

資産又は資産グループ	減損損失額 (千円)	主な固定資産の種類ごとの減損損失額 (千円)
旧機械銀行	94	土地：94
旧東鶴山事業所	247	土地：247
旧備前Aコープ 駐車場	1,181	土地：1,181
旧備前燃料センター	812	土地：812
旧藤野支所	252	建物：241 構築物：10
旧日笠支所	158	建物：158
旧石生支所	190	建物：190
赤坂農場センター	764	建物：764
赤坂青空市	62,768	土地：56,633 建物：5,111 構築物：1,023
吉井車輛農機センター	34,878	土地：7,261 建物：26,997 構築物：112 機械装置：507
和気燃料センター	1,948	器具備品：1,948

(4) 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算出方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

資産又は資産グループ	回収可能額として採用した基準	時価の算出方法又は割引率
旧万富事業所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧西山事業所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧可真事業所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧備前西事業所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧伊里支店	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧高月支店	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。

区分

29年度

資産又は資産グループ	回収可能額として採用した基準	時価の算出方法又は割引率
旧備前Aコープ駐車場	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧備前燃料センター	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧藤野支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧日笠支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧日生支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
赤坂支店グループ	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。

30年度

資産又は資産グループ	回収可能額として採用した基準	時価の算出方法又は割引率
旧小野田支店	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧機械銀行	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧東鶴山事業所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧備前Aコープ駐車場	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧備前燃料センター	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧藤野支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧日笠支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧日生支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
赤坂農機センター	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
赤坂青空市	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
吉井車輻農機センター	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
和気燃料センター	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、その売却見込額より売却手数料、土地を除く資産の撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。

区分	29年度	30年度
<p>[5] 金融商品に関する注記 (29年度は [4])</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取り組み方針 当J Aは、組合員等から預かった貯金を原資に、農家等組合員のほか地域内の団体等へ貸付けのほか、農林中央金庫へ預け入れられています。またそのほか、安全性の高い国債や政府保証債などの債券を中心に有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当J Aが保有する金融資産は、主として地区内に居住する組合員等に対する貸出金、系統金融機関である農林中央金庫への預金及び有価証券です。 貸出金は融資先の契約不履行によりもたらされる信用リスクにさらされており、貸出金のうち73.5%が個人に対する住宅関連融資であることから、今後、雇用環境を巡る経済情勢等の悪化等により、契約条件に従った債務履行がされない可能性があります。 また、有価証券は主に純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。 借入金は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされています。</p> <p>(3) 金融商品にかかるリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。 審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取り組み方針 当J Aは、組合員等から預かった貯金を原資に、農家等組合員のほか地域内の団体等へ貸付けのほか、農林中央金庫へ預け入れられています。またそのほか、安全性の高い国債や政府保証債などの債券を中心に有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当J Aが保有する金融資産は、主として地区内に居住する組合員等に対する貸出金、系統金融機関である農林中央金庫への預金及び有価証券です。 貸出金は融資先の契約不履行によりもたらされる信用リスクにさらされており、貸出金のうち77.7%が個人に対する住宅関連融資であることから、今後、雇用環境を巡る経済情勢等の悪化等により、契約条件に従った債務履行がされない可能性があります。 また、有価証券は主に純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。</p> <p>(3) 金融商品にかかるリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信判定を行っています。 審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。</p>

区分	29年度	30年度
	<p>貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>②市場リスクの管理</p> <p>当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。</p> <p>運用部門は、理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>市場リスクに係る定量的情報</p> <p>当J Aで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当J Aにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p>	<p>貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>②市場リスクの管理</p> <p>当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。</p> <p>運用部門は、理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>市場リスクに係る定量的情報</p> <p>当J Aで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当J Aにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p>

区分	29年度	30年度
	<p>当J Aでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が707,899千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p>	<p>当J Aでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,012,424千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p>

区分

29年度

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	104,508,556	104,481,985	△ 26,571
有価証券			
その他有価証券	3,795,100	3,795,100	—
貸出金	27,956,506		
貸倒引当金(※1)	△ 93,943		
貸倒引当金控除後	27,862,562	28,835,103	972,541
資 産 計	136,166,219	137,112,189	945,969
貯金	136,233,728	136,235,331	1,602
借入金	1,632,954	1,693,540	60,586
負 債 計	137,866,683	137,928,872	62,189

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクリートである円L I BOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区

30年度

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	102,392,345	102,375,475	△ 16,870
有価証券			
その他有価証券	8,948,400	8,948,400	—
貸出金	26,690,163		
貸倒引当金(※1)	△ 4,574		
貸倒引当金控除後	26,685,589	27,620,167	934,578
資 産 計	138,026,334	138,944,042	917,708
貯金	138,212,087	138,240,791	28,704
借入金	1,498,021	1,555,786	57,764
負 債 計	139,710,109	139,796,578	86,469

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクリートである円L I BOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区

区分	29年度	30年度
	<p>分ごとに、元利金の合計額をリスクフリースワップレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額を含めた元利金の合計額をリスクフリースワップレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>負債 ①貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。</p> <p>また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリースワップレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>②借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。</p> <p>固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリースワップレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>	<p>分ごとに、元利金の合計額をリスクフリースワップレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額を含めた元利金の合計額をリスクフリースワップレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>負債 ①貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。</p> <p>また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリースワップレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>②借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。</p> <p>固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリースワップレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>

区分

29年度

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	6,604,984
合計	6,604,984

(※1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内		2年超 3年以内		3年超 4年以内		4年超 5年以内		5年超	
	1年以内	2年以内	1年超 2年以内	3年以内	3年超 4年以内	4年以内	4年超 5年以内	5年以内	5年超	
預金	104,508,556	-	-	-	-	-	-	-	-	
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	-	1,000,000	2,500,000	-	
貸出金 (※1・2)	2,685,707	1,764,940	1,591,748	1,495,052	1,383,006	1,383,006	18,923,312	-	-	
合計	107,194,264	1,764,940	1,591,748	1,495,052	2,383,006	2,383,006	21,423,312	-	-	

(※1) 貸出金のうち、当座貸越315,719千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等112,738千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内		2年超 3年以内		3年超 4年以内		4年超 5年以内		5年超	
	1年以内	2年以内	1年超 2年以内	3年以内	3年超 4年以内	4年以内	4年超 5年以内	5年以内	5年超	
貯金(※1)	125,680,693	5,405,443	3,162,291	843,396	623,353	518,551	-	-	-	
借入金	208,476	195,046	185,187	168,572	151,633	724,038	-	-	-	
合計	125,889,169	5,600,490	3,347,478	1,011,968	774,986	1,242,589	-	-	-	

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

30年度

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	7,119,214
合計	7,119,214

(※1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内		2年超 3年以内		3年超 4年以内		4年超 5年以内		5年超	
	1年以内	2年以内	1年超 2年以内	3年以内	3年超 4年以内	4年以内	4年超 5年以内	5年以内	5年超	
預金	102,392,345	-	-	-	-	-	-	-	-	
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	-	1,000,000	500,000	7,000,000	
貸出金 (※1・2・3)	2,579,489	1,703,228	1,610,143	1,490,275	1,366,610	1,366,610	17,859,433	-	-	
合計	104,971,834	1,703,228	1,610,143	2,490,275	1,866,610	1,866,610	24,859,433	-	-	

(※1) 貸出金のうち、当座貸越310,075千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等80,983千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件82,819千円は、償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内		2年超 3年以内		3年超 4年以内		4年超 5年以内		5年超	
	1年以内	2年以内	1年超 2年以内	3年以内	3年超 4年以内	4年以内	4年超 5年以内	5年以内	5年超	
貯金(※1)	129,104,175	3,578,562	3,489,584	852,665	612,664	574,435	-	-	-	
借入金	195,046	185,334	173,293	156,364	140,374	647,608	-	-	-	
合計	129,299,222	3,763,897	3,662,877	1,009,029	753,038	1,222,043	-	-	-	

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

区分

[6] 有価証券に関する
注記
(29年度は [5])

29年度

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
(1) その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
債券			
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	1,043,100	999,884	43,215
国債	2,752,000	2,499,308	252,691
政府保証債	3,795,100	3,499,192	295,907
合計			

上記評価差額から繰延税金負債81,848千円を差し引いた金額214,059千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 有価証券の売却

(1) 当期中に売却した満期保有目的の債券
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(2) 当期中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益	売却損
債券			
政府保証債	1,000,000	9,220	-
合計	1,000,000	9,220	-

3. 有価証券の保有目的の変更

当期中において保有目的区分を変更した有価証券はありません。

[7] 退職給付に関する
注記
(29年度は [6])

30年度

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
(1) その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
債券			
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	1,037,700	999,908	37,791
国債	7,910,700	7,498,464	412,235
政府保証債	8,948,400	8,498,373	450,026
合計			

上記評価差額から繰延税金負債124,477千円を差し引いた金額325,549千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 有価証券の売却

(1) 当期中に売却した満期保有目的の債券
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(2) 当期中に売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券の債券はありません。

3. 有価証券の保有目的の変更

当期中において保有目的区分を変更した有価証券はありません。

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

区分	29年度	30年度																																																		
	<p>なお、特定退職金共済制度の積立額は、781,611千円です。また、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>772,713千円</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>49,246千円</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△103,387千円</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td><u>718,572千円</u></td> <td>④=①+②+③</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>718,572千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td><u>718,572千円</u></td> </tr> </table> <p>4. 退職給付に関連する損益</p> <table border="0"> <tr> <td>勤務費用</td> <td>49,246千円</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>臨時に支払った割増退職金</td> <td>—千円</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td><u>49,246千円</u></td> <td>③=①+②</td> </tr> </table> <p>(注) 特定退職金共済制度への拠出金64,900千円は、「福利厚生費」で処理しています。</p> <p>5. 特例業務負担金の将来見込額</p> <p>人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制の統合を図るための農林漁業団体共済組合等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金23,267千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、同組合より示され平成30年3月末現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、306,807千円となっています。</p>	期首における退職給付引当金	772,713千円	①	退職給付費用	49,246千円	②	退職給付の支払額	△103,387千円	③	期末における退職給付引当金	<u>718,572千円</u>	④=①+②+③	退職給付債務	718,572千円	退職給付引当金	<u>718,572千円</u>	勤務費用	49,246千円	①	臨時に支払った割増退職金	—千円	②	退職給付費用	<u>49,246千円</u>	③=①+②	<p>なお、特定退職金共済制度の積立額は、791,928千円です。また、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>718,572千円</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>54,767千円</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△60,525千円</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td><u>712,814千円</u></td> <td>④=①+②+③</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>712,814千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td><u>712,814千円</u></td> </tr> </table> <p>4. 退職給付に関連する損益</p> <table border="0"> <tr> <td>勤務費用</td> <td>54,767千円</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>臨時に支払った割増退職金</td> <td>—千円</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td><u>54,767千円</u></td> <td>③=①+②</td> </tr> </table> <p>(注) 特定退職金共済制度への拠出金64,148千円は、「福利厚生費」で処理しています。</p> <p>5. 特例業務負担金の将来見込額</p> <p>人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制の統合を図るための農林漁業団体共済組合等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金23,261千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、同組合より示された平成31年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、281,539千円となっています。</p>	期首における退職給付引当金	718,572千円	①	退職給付費用	54,767千円	②	退職給付の支払額	△60,525千円	③	期末における退職給付引当金	<u>712,814千円</u>	④=①+②+③	退職給付債務	712,814千円	退職給付引当金	<u>712,814千円</u>	勤務費用	54,767千円	①	臨時に支払った割増退職金	—千円	②	退職給付費用	<u>54,767千円</u>	③=①+②
期首における退職給付引当金	772,713千円	①																																																		
退職給付費用	49,246千円	②																																																		
退職給付の支払額	△103,387千円	③																																																		
期末における退職給付引当金	<u>718,572千円</u>	④=①+②+③																																																		
退職給付債務	718,572千円																																																			
退職給付引当金	<u>718,572千円</u>																																																			
勤務費用	49,246千円	①																																																		
臨時に支払った割増退職金	—千円	②																																																		
退職給付費用	<u>49,246千円</u>	③=①+②																																																		
期首における退職給付引当金	718,572千円	①																																																		
退職給付費用	54,767千円	②																																																		
退職給付の支払額	△60,525千円	③																																																		
期末における退職給付引当金	<u>712,814千円</u>	④=①+②+③																																																		
退職給付債務	712,814千円																																																			
退職給付引当金	<u>712,814千円</u>																																																			
勤務費用	54,767千円	①																																																		
臨時に支払った割増退職金	—千円	②																																																		
退職給付費用	<u>54,767千円</u>	③=①+②																																																		

区分	29年度	30年度																																																																																																								
[8] 税効果会計に関する注記 (29年度は [7])	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内容 平成30年3月31日現在</p> <table border="0"> <tr><td>[繰延税金資産]</td><td></td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td>2,778 千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>198,757</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金額</td><td>1,453</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入超過額</td><td>2,016</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td>35,227</td></tr> <tr><td>未払金(法定福利費)否認</td><td>6,089</td></tr> <tr><td>減損損失額</td><td>67,347</td></tr> <tr><td>借地権否認</td><td>3,042</td></tr> <tr><td>未収金否認</td><td>5,717</td></tr> <tr><td>資産除去債務否認</td><td>7,814</td></tr> <tr><td>税務上の雑益(出資金)</td><td>2,195</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,092</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>334,531</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△239,786</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td>94,745</td></tr> <tr><td>[繰延税金負債]</td><td></td></tr> <tr><td>全農適格合併みなし配当額</td><td>△5,491</td></tr> <tr><td>資産除去債務費用</td><td>△1,722</td></tr> <tr><td>その他有価証券に係る評価差額</td><td>△81,848</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td>△89,062</td></tr> <tr><td>[繰延税金資産の純額](A)+(B)</td><td>5,683</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主要な原因 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差が法定実効税率の100分の5以下であるため、「法定実効税率と法人税等負担率との差異の主要な原因」の注記を省略しています。</p>	[繰延税金資産]		未払事業税否認	2,778 千円	退職給付引当金超過額	198,757	役員退職慰労引当金額	1,453	貸倒引当金繰入超過額	2,016	賞与引当金繰入超過額	35,227	未払金(法定福利費)否認	6,089	減損損失額	67,347	借地権否認	3,042	未収金否認	5,717	資産除去債務否認	7,814	税務上の雑益(出資金)	2,195	その他	2,092	繰延税金資産小計	334,531	評価性引当額	△239,786	繰延税金資産合計(A)	94,745	[繰延税金負債]		全農適格合併みなし配当額	△5,491	資産除去債務費用	△1,722	その他有価証券に係る評価差額	△81,848	繰延税金負債合計(B)	△89,062	[繰延税金資産の純額](A)+(B)	5,683	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内容 平成31年3月31日現在</p> <table border="0"> <tr><td>[繰延税金資産]</td><td></td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td>4,568 千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>197,164</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金額</td><td>3,086</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td>44,465</td></tr> <tr><td>未払金(法定福利費)否認</td><td>7,851</td></tr> <tr><td>減損損失額</td><td>73,636</td></tr> <tr><td>借地権否認</td><td>3,229</td></tr> <tr><td>未収金否認</td><td>5,674</td></tr> <tr><td>資産除去債務否認</td><td>7,973</td></tr> <tr><td>税務上の雑益(出資金)</td><td>2,166</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,181</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>351,997</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△234,735</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td>117,261</td></tr> <tr><td>[繰延税金負債]</td><td></td></tr> <tr><td>全農適格合併みなし配当額</td><td>△5,491</td></tr> <tr><td>資産除去債務費用</td><td>△1,567</td></tr> <tr><td>その他有価証券に係る評価差額</td><td>△124,477</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td>△131,536</td></tr> <tr><td>[繰延税金資産の純額](A)+(B)</td><td>△14,274</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主要な原因 平成31年3月31日現在</p> <table border="0"> <tr><td>[法定実効税率]</td><td>27.66 %</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.66 %</td></tr> <tr><td>受取配当等永久に益金に算入されない項目</td><td>△7.68 %</td></tr> <tr><td>住民税等均等割額</td><td>4.21 %</td></tr> <tr><td>寄附金等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.32 %</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>△2.81 %</td></tr> <tr><td>その他</td><td>△0.23 %</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>22.12 %</td></tr> </table>	[繰延税金資産]		未払事業税否認	4,568 千円	退職給付引当金超過額	197,164	役員退職慰労引当金額	3,086	賞与引当金繰入超過額	44,465	未払金(法定福利費)否認	7,851	減損損失額	73,636	借地権否認	3,229	未収金否認	5,674	資産除去債務否認	7,973	税務上の雑益(出資金)	2,166	その他	2,181	繰延税金資産小計	351,997	評価性引当額	△234,735	繰延税金資産合計(A)	117,261	[繰延税金負債]		全農適格合併みなし配当額	△5,491	資産除去債務費用	△1,567	その他有価証券に係る評価差額	△124,477	繰延税金負債合計(B)	△131,536	[繰延税金資産の純額](A)+(B)	△14,274	[法定実効税率]	27.66 %	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.66 %	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△7.68 %	住民税等均等割額	4.21 %	寄附金等永久に損金に算入されない項目	0.32 %	評価性引当額の増減	△2.81 %	その他	△0.23 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.12 %
[繰延税金資産]																																																																																																										
未払事業税否認	2,778 千円																																																																																																									
退職給付引当金超過額	198,757																																																																																																									
役員退職慰労引当金額	1,453																																																																																																									
貸倒引当金繰入超過額	2,016																																																																																																									
賞与引当金繰入超過額	35,227																																																																																																									
未払金(法定福利費)否認	6,089																																																																																																									
減損損失額	67,347																																																																																																									
借地権否認	3,042																																																																																																									
未収金否認	5,717																																																																																																									
資産除去債務否認	7,814																																																																																																									
税務上の雑益(出資金)	2,195																																																																																																									
その他	2,092																																																																																																									
繰延税金資産小計	334,531																																																																																																									
評価性引当額	△239,786																																																																																																									
繰延税金資産合計(A)	94,745																																																																																																									
[繰延税金負債]																																																																																																										
全農適格合併みなし配当額	△5,491																																																																																																									
資産除去債務費用	△1,722																																																																																																									
その他有価証券に係る評価差額	△81,848																																																																																																									
繰延税金負債合計(B)	△89,062																																																																																																									
[繰延税金資産の純額](A)+(B)	5,683																																																																																																									
[繰延税金資産]																																																																																																										
未払事業税否認	4,568 千円																																																																																																									
退職給付引当金超過額	197,164																																																																																																									
役員退職慰労引当金額	3,086																																																																																																									
賞与引当金繰入超過額	44,465																																																																																																									
未払金(法定福利費)否認	7,851																																																																																																									
減損損失額	73,636																																																																																																									
借地権否認	3,229																																																																																																									
未収金否認	5,674																																																																																																									
資産除去債務否認	7,973																																																																																																									
税務上の雑益(出資金)	2,166																																																																																																									
その他	2,181																																																																																																									
繰延税金資産小計	351,997																																																																																																									
評価性引当額	△234,735																																																																																																									
繰延税金資産合計(A)	117,261																																																																																																									
[繰延税金負債]																																																																																																										
全農適格合併みなし配当額	△5,491																																																																																																									
資産除去債務費用	△1,567																																																																																																									
その他有価証券に係る評価差額	△124,477																																																																																																									
繰延税金負債合計(B)	△131,536																																																																																																									
[繰延税金資産の純額](A)+(B)	△14,274																																																																																																									
[法定実効税率]	27.66 %																																																																																																									
(調整)																																																																																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.66 %																																																																																																									
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△7.68 %																																																																																																									
住民税等均等割額	4.21 %																																																																																																									
寄附金等永久に損金に算入されない項目	0.32 %																																																																																																									
評価性引当額の増減	△2.81 %																																																																																																									
その他	△0.23 %																																																																																																									
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.12 %																																																																																																									

<p>区分</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>
<p>[9] 賃貸等不動産に関する注記 (29年度は [8])</p>	<p>遊休不動産の有効活用を図るため、一部賃貸を行っておりませんが、それら賃貸等不動産の総額に重要性が認められないことから、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準等」に基づき注記事項は記載を省略しています。</p>	<p>遊休不動産の有効活用を図るため、一部賃貸を行っておりませんが、それら賃貸等不動産の総額に重要性が認められないことから、『賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準等』に基づき注記事項は記載を省略しています。</p>

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	29年度	30年度
1. 当期末処分剰余金	428,161,911	516,230,624
2. 目的積立金取崩額	—	1,144,544,356
施設更新積立金	—	474,639,000
特別積立金	—	669,905,356
3. 剰余金処分数額	206,554,317	1,447,824,448
(1) 利益準備金	40,000,000	30,000,000
(2) 任意積立金	140,000,000	1,337,544,000
リスク管理対応積立金	20,000,000	50,000,000
減損会計対応積立金	100,000,000	100,000,000
施設更新積立金	20,000,000	20,000,000
税効果会計対応積立金	—	23,000,000
岡山東地域振興積立金	—	1,144,544,000
(3) 出資配当金	26,554,317	80,280,448
4. 次期繰越剰余金	221,607,594	212,950,532

- (注) 1. 出資配当の割合は29年度は年率1.5%、30年度は年率4.5%で、期中増資及び新規加入については、日割り計算としています。
2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は、次のとおりです。

【減損会計対応積立金】

- 積立目的 減損会計に対応し、多額の減損損失発生による財務の弱体化の軽減に充てる。
- 積立目標額 有形固定資産の帳簿価格の1/5の金額
- 積立基準 毎事業年度の剰余金の1/10に相当する額以上の金額を積み立てる。
- 取崩基準 多額の減損損失を計上した場合に取り崩す。

【リスク管理対応積立金】

- 積立目的 企業会計原則のほか、遵守が求められている種々の会計基準（資産除去債務等）の適用に関し発生するリスクのほか、システム導入に伴う信用事業リスク、有価証券運用におけるリスク等、会計処理において発生するリスクに対応するための必要額を積み立てる。
- 積立目標額 次により計算して得た合計額
 - ①資産除去債務に関するリスクについては、割引後の資産除去債務額に相当する額。
 - ②システム導入等に伴う信用事業リスクについては、期末貯金残高の2/100に相当する金額。
 - ③有価証券運用に関するリスクについては、期末帳簿価格の50/100に相当する額。
 - ④農林年金制度の廃止に伴い発生するリスクについては、当J Aが令和13年度までに負担することとなる特例業務負担金の額。
- 積立基準 毎事業年度、積立目標額に達するまで計画的に積み立てる。
- 取崩基準 次の事象が発生した場合にこれを取り崩すものとする。

①資産除去債務

当期計上した除去債務にかかる減価償却費相当額並びに利息費用の合計額を限度に取り崩す。

②システム導入

信用事業の機器整備等に伴うその必要額、または信用事業のシステム導入等に伴う、信用事業リスクにより多額の損失を発生させた場合に取り崩す。

③有価証券の処理

有価証券の処分により損失が発生した場合、またロスカットルールの適用により強制評価減等により損失を計上した場合、当期の有価証券運用におけるネットの損失額を取り崩す。

④特例業務負担金

農林年金制度完了時における特例業務負担金相当額を取り崩す。

【施設更新積立金】

- 積立目的 施設の老朽化等の更新等に備え、多額の費用発生に備える。
- 積立目標額 減価償却資産の帳簿価格の合計額
- 積立基準 毎事業年度の剰余金の1/10に相当する額以上の金額を積み立てる。
- 取崩基準 老朽化施設等の更新に伴う費用が多額となり、組合の経営に大きな影響を与える費用の発生時に取り崩す。

【税効果会計対応積立金】

- 積立目的 税効果会計の適用に伴い、発生する繰延税金資産について将来減算一時差異の回収等による繰延税金資産の縮減等に充てる。
- 積立目標額 貸借対照表上の繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）相当額
- 積立基準 繰延税金資産の純増額相当額を積み立てる。
- 取崩基準 減少する繰延税金資産相当額を取り崩す。

【岡山東地域振興積立金】

- 積立目的 岡山東地域を対象とする活動資金として積み立てる。
- 積立額 平成31年1月17日付の合併予備契約書第8条に基づく。
- 取崩基準 次の事象が発生した場合にこれを取り崩すものとする。
 - ①地域における農業振興等に寄与する共同利用施設（土地、建物等）の取得資金
 - ②地域における組合員組織、生産者組織、協力組織等の育成強化に必要な経費
 - ③地域における共同活動に必要な経費
 - ④地域における組合員の健康増進・高齢者対策等に関する活動資金、施設の取得に要する資金
 - ⑤上記のほか地域の振興を図るために要する資金

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の費用（いわゆる教育情報繰越金）に充てるための繰越額が含まれています。

平成29年度 9,000千円 平成30年度 7,000千円

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当J Aの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和元年7月18日

岡山東農業協同組合

代表理事組合長 金光 章

(注) 記載金額の端数処理〔Ⅱ～Ⅴ〕

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

そのため、内訳金額を合計した金額が合計欄記載の金額と一致しない場合があります。なお、金額が百万円未満の科目については、「0」で表示しています。

II. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収益(事業収益)	5,818	5,625	5,413	4,922	4,840
信用事業収益	1,329	1,346	1,289	1,209	1,242
共済事業収益	1,069	1,076	1,093	1,042	1,034
農業関連事業収益	1,183	1,157	1,218	1,216	1,169
生活その他事業収益	2,231	2,038	1,804	1,450	1,387
営農指導事業収入	4	6	7	4	6
経常利益	179	287	216	255	294
当期剰余金	135	222	154	174	139
出資金	1,732	1,757	1,764	1,782	1,762
(出資口数)	(1,732)	(1,757)	(1,764)	(1,782)	(1,762)
純資産額	7,675	8,102	8,196	8,389	8,591
総資産額	147,882	147,705	146,120	149,465	151,464
貯金等残高	134,188	133,694	132,421	136,233	138,212
貸出金残高	29,616	28,581	28,105	27,956	26,690
有価証券残高	1,565	3,849	3,762	3,795	8,948
剰余金配当金額	25	25	26	26	80
出資配当額	25	25	26	26	80
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	376	375	341	334	333
単体自己資本比率	14.41	15.00	14.17	14.22	13.39

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	29年度	30年度	増減
資金運用収支	1,022	1,071	48
役務取引等収支	30	28	△2
その他信用事業収支	△116	△7	109
信用事業粗利益	936	1,092	156
(信用事業粗利益率)	0.68	0.79	0.10
事業粗利益	2,631	2,723	91
(事業粗利益率)	1.76	1.80	0.04

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	28年度	29年度		30年度			
	利息	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	1,194	134,435	1,121	0.83	138,144	1,161	0.84
うち預金	623	102,066	573	0.56	106,297	640	0.60
うち有価証券	35	4,327	40	0.94	4,275	39	0.92
うち貸出金	462	28,041	435	1.55	27,571	412	1.50
資金調達勘定	72	136,585	99	0.07	139,965	90	0.06
うち貯金・定期積金	122	134,899	74	0.06	138,440	69	0.05
うち譲渡性貯金	93	—	—	0.00	—	—	0.00
うち借入金	2	1,686	21	1.29	1,525	18	1.22
総資金利ざや		—	—	0.24	—	—	0.23

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	29年度増減額	30年度増減額
受取利息	△ 72	40
うち預金	△ 49	66
うち有価証券	4	△ 1
うち貸出金	△ 26	△ 23
支払利息	△ 23	△ 8
うち貯金・定期積金	△ 18	△ 5
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△ 3	△ 3
差し引き	△ 49	48

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. △は減少です。
 3. 受取利息の預金には、農林中金からの奨励金が含まれています。

Ⅲ. 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度	30年度	増減
流動性貯金	50,092 (37.13)	52,726 (38.09)	2,634
定期性貯金	84,691 (62.78)	85,597 (61.83)	906
その他の貯金	119 (0.09)	117 (0.09)	△ 1
計	134,903 (100.0)	138,442 (100.0)	3,539
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合 計	134,903 (100.0)	138,442 (100.0)	3,539

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度	30年度	増減
定期貯金	79,989 (100.0)	79,742 (100.0)	△ 246
うち固定金利定期	79,965 (100.0)	79,729 (100.0)	△ 235
うち変動金利定期	24 (0.00)	13 (0.00)	△ 10

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増減
手形貸付	8	8	0
証書貸付	25,940	25,493	△ 446
当座貸越	332	317	△ 14
割引手形	—	—	—
金融機関貸付	1,760	1,752	△ 7
合 計	28,041	27,571	△ 470

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度	30年度	増減
固定金利貸出	19,727 (70.56)	18,976 (71.10)	△ 750
変動金利貸出	7,884 (28.20)	7,376 (27.64)	△ 507
その他	344 (1.23)	336 (1.26)	△ 8
合 計	27,956 (100.0)	26,690 (100.0)	△ 1266

(注) () 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増減
貯金・定期積金等	217	204	△ 13
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	139	112	△ 26
小 計	357	317	△ 39
農業信用基金協会保証	14,957	15,214	257
その他保証	7,432	7,533	101
小 計	22,389	22,748	358
信用	5,209	3,624	△ 1,585
合 計	27,956	26,690	△ 1,266

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度	30年度	増減
設備資金	25,926 (92.74)	25,630 (96.03)	△ 295
運転資金	2,029 (7.26)	1,059 (3.97)	△ 970
合 計	27,956 (100.0)	26,690 (100.0)	△ 1266

(注) () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度	30年度	増減
農業	2,115 (7.57)	1,977 (7.41)	△ 138
林業	— (—)	— (—)	—
水産業	20 (0.07)	17 (0.07)	△ 2
製造業	4,705 (16.83)	4,943 (18.52)	238
鉱業	102 (0.37)	96 (0.36)	△ 5
建設・不動産業	1,390 (4.97)	1,340 (5.02)	△ 49
電気・ガス・熱供給水道業	209 (0.75)	199 (0.75)	△ 10
運輸・通信業	1,072 (3.84)	1,130 (4.23)	57
金融・保険業	1,986 (7.11)	1,031 (3.86)	△ 955
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,511 (12.56)	3,495 (13.10)	△ 16
地方公共団体	1,729 (6.19)	1,306 (4.89)	△ 423
非営利法人	— (—)	— (—)	—
その他	11,112 (39.75)	11,151 (41.78)	39
合 計	27,956 (100.0)	26,690 (100.0)	△ 1266

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増減
農業	1,878	1,820	△ 58
穀作	1,067	1,014	△ 52
野菜・園芸	49	66	17
果樹・樹園農業	102	94	△ 8
工芸作物	—	—	—
養豚・牛肉・酪農	10	10	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	648	635	△ 13
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,878	1,820	△ 58

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、左記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増減
プロパー資金	159	171	11
農業制度資金	1,718	1,649	△ 69
農業近代化資金	86	142	56
その他制度資金	1,632	1,506	△ 126
合 計	1,878	1,820	△ 58

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増減
日本政策金融公庫資金	1,603	1,472	△ 131
その他	29	25	△ 3
合 計	1,632	1,498	△ 134

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	29年度	30年度	増減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	140	93	△ 47
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	140	93	△ 47

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（破綻先債権および延滞債権を除く。）をいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権を除く。）をいいます。

⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	29年度				30年度			
	債権額	保 全 額			債権額	保 全 額		
		担保保証	引当	合計		担保保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0	0	0	0	—	0	0
危険債権	139	136	3	139	93	90	3	93
要管理債権	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	140	136	3	140	93	90	3	93
正常債権	27,851				26,627			
合 計	27,992				26,721			

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当J Aは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
2. 危険債権
経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権
3. 要管理債権
3カ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
4. 正常債権
上記以外の債権

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	29年度					30年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	92	90	—	92	90	90	1	—	90	1
個別貸倒引当金	4	—	—	0	3	3	—	—	0	3
合 計	96	90	—	92	93	93	1	—	90	4

⑫貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	29年度	30年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		29年度		30年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	19,773	196,823	20,135	190,975
	金 額	15,675	35,457	21,061	35,853
代金取立為替	件 数	1	7	6	7
	金 額	1	21	28	24
雑為替	件 数	1,115	87	1,096	81
	金 額	174	40	124	27
合 計	件 数	20,889	196,917	21,237	191,063
	金 額	15,851	35,518	21,214	35,906

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増減
国債	999	999	0
政府保証債	3,327	3,275	△ 52
合 計	4,327	4,274	△ 52

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
30年度								
国債	—	—	1,037	—	—	—	—	1,037
政府保証債	—	—	520	—	—	7,390	—	7,910
合 計	—	—	1,557	—	—	7,390	—	8,948
29年度								
国債	—	—	1,043	—	—	—	—	1,043
政府保証債	—	—	—	522	—	2,229	—	2,752
合 計	—	—	1,043	522	—	2,229	—	3,795

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	29年度			30年度		
		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券						
	国債	999	1,043	43	999	1,037	37
	政府保証債	2,499	2,752	252	7,498	7,910	412
	合 計	3,499	3,795	295	8,498	8,948	450

②金銭の信託の時価情報

金銭の信託の取扱実績はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

IV. 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	29年度	30年度	増減
総資産経常利益率	0.17	0.19	0.02
資本経常利益率	3.19	3.61	0.42
総資産当期純利益率	0.12	0.09	△ 0.03
資本当期純利益率	2.17	1.71	△ 0.46

(注) 1. 総資産経常利益率

= 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率

= 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		29年度	30年度	増減
貯貸率	期末	20.52	19.31	△ 1.21
	期中平均	20.78	19.91	△ 0.87
貯証率	期末	2.78	6.47	3.69
	期中平均	3.20	3.08	△ 0.12

(注) 1. 貯貸率 (期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率 (期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末	
			経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	7,225	7,141	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,769	1,789	
うち、再評価積立金の額	0	0	
うち、利益剰余金の額	5,546	5,385	
うち、外部流出予定額 (△)	(△) 80	(△) 26	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 10	△ 6	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	92	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	92	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
うち、回転出資金の額	—	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	319	401	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,545	7,635	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3	3	0
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	3	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末	
			経過措置による不 算入額
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	3	
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,542	7,631	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	51,301	48,423	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,418	3,337	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）		0	
うち、繰延税金資産		—	
うち、前払年金費用		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	△ 4,823	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	1,418	1,485	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,022	5,214	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	56,323	53,637	
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.39%	14.22%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	29年度			30年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金				743	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,002	—	—	1,002	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け				—	—	—
国際決済銀行等向け				—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,738	—	—	1,253	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け				—	—	—
国際開発銀行向け				—	—	—
地方公営企業等金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	2,508	—	—	7,511	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	104,516	20,903	836	102,398	20,479	819
法人等向け	1,151	1,129	45	1,011	989	39
中小企業等向け及び個人向け	1,193	703	28	1,277	782	31
抵当権付住宅ローン	6,429	2,240	89	6,471	2,255	90
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	3	—	—	5	1	0
取立未済手形				42	8	0
信用保証協会等保証付	14,967	1,487	59	15,225	1,512	60
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付				—	—	—
共済約款貸付	193	—	—	3	—	—
出資等	363	363	14	363	363	14
（うち出資等のエクスポージャー）				363	363	14
（うち重要な出資のエクスポージャー）				—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段	8,002	20,006	800			
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—			
上記以外				12,170	23,489	939
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）				807	2,017	80
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）				6,756	16,890	675
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）				—	—	—

信用リスク・アセット	29年度			30年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)				—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)				—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)				4,607	4,580	183
複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産						
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)				—	—	—
(うち非STC適用分)				—	—	—
再証券化				—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				—	—	—
(うちルックスルー方式)				—	—	—
(うちマンドート方)				—	—	—
(うち蓋然性方式250%)				—	—	—
(うち蓋然性方式400%)				—	—	—
(うちフォールバック方式)				—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,486	59	—	1,418	56
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)				—	—	—
上記以外	5,703	104	4			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	147,772	48,423	1,936	149,480	51,301	2,052
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	147,772	48,423	1,936	149,480	51,301	2,052
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%
		5,214	208		5,022	200
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%
		53,637	2,145		56,323	2,252

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当J Aでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞}$$

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		29年度				30年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	175	175	—	—	188	188	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	2,508	—	2,508	—	7,511	—	7,511	—
	金融・保険業	105,253	1,760	—	—	102,240	807	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	15	15	—	—	11	11	—	—
	日本国政府・地方公共団体	1,256	254	1,002	—	1,156	154	1,002	—
	上記以外	2,855	1,832	—	3	2,391	1,425	—	3
個人	23,952	23,952	—	—	24,132	24,132	—	1	
その他	11,755	2	—	—	11,848	—	—	—	
業種別残高計		147,772	27,992	3,510	3	149,480	26,721	8,513	5
1年以下		105,172	656	—	/	102,005	607	—	/
1年超3年以下		672	672	—	/	560	560	—	/
3年超5年以下		2,041	1,039	1,002	/	2,615	1,112	1,502	/
5年超7年以下		2,724	2,224	500	/	1,112	1,112	—	/
7年超10年以下		1,910	1,910	—	/	2,349	2,349	—	/
10年超		22,848	20,840	2,008	/	27,472	20,461	7,010	/
期限の定めのないもの		12,403	650	—	/	13,365	517	—	/
残存期間別残高計		147,772	27,992	3,510	/	149,480	26,721	8,513	/

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	29年度					30年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒 引当金	92	90	—	92	90	90	1	—	90	1
個別貸倒 引当金	4	—	—	0	3	3	—	—	0	3
合 計	96	90	—	92	93	93	1	—	90	4

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	29年度						30年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・ 不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・ 通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・ 保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	3	3	—	3	3	—	3	3	—	3	3
個人	3	3	—	3	3	—	3	3	—	3	3	—
業種別計	7	7	—	7	7	—	7	6	—	7	6	—

(注) 1. 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高
(単位：百万円)

		29年度			30年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	6,593	6,593	—	10,923	10,923
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	14,871	14,871	—	15,123	15,123
	リスク・ウエイト 20%	—	104,546	104,546	—	102,440	102,440
	リスク・ウエイト 35%	—	6,400	6,400	—	6,444	6,444
	リスク・ウエイト 50%	—	3	3	—	3	3
	リスク・ウエイト 75%	—	937	937	—	1,042	1,042
	リスク・ウエイト 100%	—	8,726	8,726	—	7,357	7,357
	リスク・ウエイト 150%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 200%	—	7,180	7,180	—	—	—
	リスク・ウエイト 250%	—	—	—	—	7,563	7,563
	その他	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—
合計	—	149,258	149,258	—	150,899	150,899	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAーまたはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBBーまたはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	29年度		30年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,508	—	7,511
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	22	—	19	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	22	2,508	19	7,511

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	29年度		30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	6,604	6,604	7,119	7,119
合計	6,604	6,604	7,119	7,119

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴ない損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクを言います。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク管理の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（I R R B B）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当J Aは、A L M委員会のもと、自己資本に対するI R R B Bの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でI R R B Bを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、市場金利が上下2%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点

特段ありません。

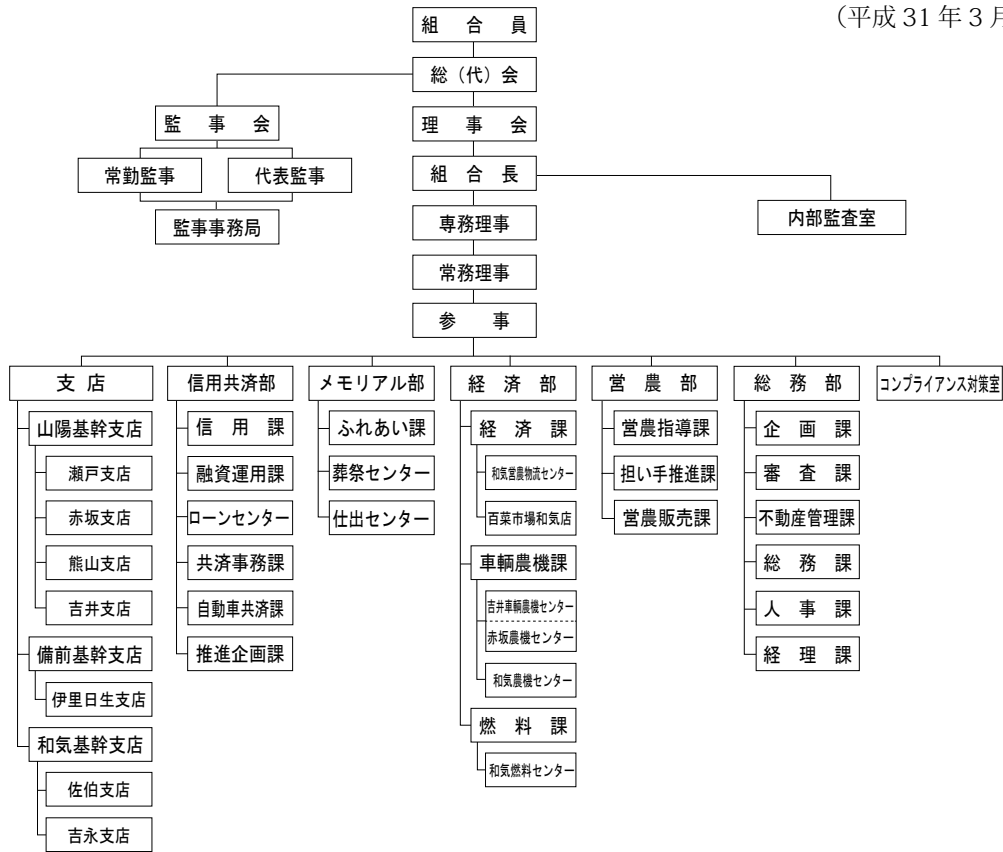
②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1: 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方平行シフト	1,359							
2	下方平行シフト	0							
3	スティープ化	1,406							
4	フラット化	—							
5	短期金利上昇	—							
6	短期金利低下	—							
7	最大値	1,406							
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	7,542							

【JAの概要】

1. 機構図



2. 役員構成 (役員一覧)

(令和元年7月現在)

役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏名	役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏名
組合長	常勤	有	金光 章	理事	非常勤	無	佐藤 立夫
専務理事	常勤	有	藤原 弘道	理事	非常勤	無	亀井 廣満
常務理事	常勤	無	大橋まり子	理事	非常勤	無	田中 伸二
理事	非常勤	無	延澤 強哉	理事	非常勤	無	上浦 正樹
理事	非常勤	無	笹埜 義宏	理事	非常勤	無	森本 和成
理事	非常勤	無	藤原 悦夫	理事	非常勤	無	高取 輝昭
理事	非常勤	無	眞野 裕	理事	非常勤	無	藤本 章
理事	非常勤	無	花房 利明	理事	非常勤	無	廣瀬 正
理事	非常勤	無	藤原 一章	理事	非常勤	無	片岡 郁雄
理事	非常勤	無	藤原 洋文	理事	非常勤	無	栗尾 敬之
理事	非常勤	無	武本 修	理事	非常勤	無	國貞 由美
理事	非常勤	無	北川 勝義	理事	非常勤	無	光岡 由香
理事	非常勤	無	本城 政近				

役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏名	役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏名
代表監事	非常勤	有	赤木 保男	監事	非常勤	無	末藤 俊治
常勤監事(員外)	常勤	有	坂田 志郎	監事	非常勤	無	馬場 弘明
監事	非常勤	有	塚田 博久	監事	非常勤	無	田村 重雄

3. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	29年度	30年度	増減
正組合員	10,388	9,939	△ 449
個 人	10,364	9,911	△ 453
法 人	24	28	4
准組合員	7,844	7,870	26
個 人	7,757	7,783	26
その他の団体	87	87	0
合 計	18,232	17,809	△ 423

4. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構成員数
J A 岡山東年金受給者友の会	12,122
J A 岡山東女性部	796

5. 特定信用事業代理業者の状況

特定信用事業代理業者はありません。

6. 地区一覧

岡山市東区瀬戸町、赤磐市、備前市、和気郡和気町

7. 店舗等のご案内

(令和元年7月現在)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	ATM(現金自動化機器)設置・稼働状況
本店	岡山市東区瀬戸町光明谷 195	086-908-0600	○
瀬戸支店	岡山市東区瀬戸町光明谷 195	086-952-0511	
山陽(基幹)支店	赤磐市下市 110	086-955-1221	○
赤坂支店	赤磐市町苅田 1301	086-957-2121	○
熊山支店	赤磐市松木 632	086-995-1261	○
吉井支店	赤磐市福田 500	086-954-0311	○
備前(基幹)支店	備前市伊部 1312-8	0869-64-3381	○
伊里日生支店	備前市穂浪 2542-73	0869-67-0026	○
和気(基幹)支店	和気郡和気町和気 515	0869-93-0127	○
佐伯支店	和気郡和気町佐伯 234	0869-88-1131	○
吉永支店	備前市吉永町吉永中 502-6	0869-84-3161	○
ローンセンター	岡山市東区瀬戸町瀬戸 426-8	086-952-9310	
百菜市場和気店	和気郡和気町衣笠 874	0869-92-9800	○
アグリびぜん	備前市伊部 1312-8	0869-64-1105	
和気営農物流センター	和気郡和気町本 88-1	0869-93-3333	
山陽やすらぎホール	赤磐市下市 117-1	0120-415-400	
吉井やすらぎホール	赤磐市福田 480	0120-415-400	
和気やすらぎホール	和気郡和気町和気 515	0120-415-400	
メモリアル部ふれあい課	和気郡和気町和気 515	0869-93-1174	
仕出センター	和気郡和気町和気 515	0869-93-1154	

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	ATM(現金自動化機器) 設置・稼働状況
赤坂農機センター	赤磐市町苅田 1301	086-957-2124	
吉井車輛農機センター	赤磐市仁堀東 506	086-958-2135	
和気農機センター	和気郡和気町本 88-1	0869-93-1180	
備前農機センター	備前市伊部 1312-8	0869-64-3381	
宮農センターあかいわ	赤磐市下市 110(山陽支店 1 階)	086-955-8111	
和気燃料センター	和気郡和気町和気 515	0869-93-1474	
高月 A T M	赤磐市岩田 60		○
西山 A T M	赤磐市西中 1090-2		○
万富 A T M	岡山市東区瀬戸町万富 262-1		○
笹岡 A T M	赤磐市惣分 26-1		○
可真 A T M	赤磐市稗田 850-1		○
仁美 A T M	赤磐市仁堀中 1684-1		○
片上 A T M	備前市片上 6-1		○
東鶴山 A T M	備前市佐山 1592-1		○
備前西 A T M	備前市香登本 497-1		○
日生 A T M	備前市日生町日生 630		○
三石 A T M	備前市三石 1094		○

(注) A T M の営業時間は平日 8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0、土日祝日 9 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 です。
 なお、年末年始やゴールデンウィークは通常稼働と異なる場合があります。

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係>

開示項目	ページ
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	81
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	81
○事務所の名称及び所在地	82～83
○特定信用事業代理業者に関する事項	82
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	21～30
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	3
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	59
・経常利益又は経常損失	59
・当期剰余金又は当期損失金	59
・出資金及び出資口数	59
・純資産額	59
・総資産額	59
・貯金等残高	59
・貸出金残高	59
・有価証券残高	59
・単体自己資本比率	59
・剰余金の配当の金額	59
・職員数	59
○直近の2事業年度における事業の状況	
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益及び事業粗利益率	59
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	59
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	60
・受取利息及び支払利息の増減	60
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	67
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	67
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	61
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	61
◇貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	61
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	61
・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	62
・用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	62
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	62
・主要な農業関係の貸出実績	63～66
・貯貸率の期末値及び期中平均値	67

開示項目	ページ
◇有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	66
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	66
・有価証券の種類別の平均残高	66
・貯証率の期末値及び期中平均値	67
●業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	11～19
○法令遵守の体制	18
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	7～10
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	19
●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	31～57
○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破綻先債権に該当する貸出金	64
・延滞債権に該当する貸出金	64
・3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	64
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	64
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	65
○自己資本の充実の状況	20, 68～80
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	67
・金銭の信託	67
・デリバティブ取引	67
・金融等デリバティブ取引	67
・有価証券関連店頭デリバティブ取引	67
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	65
○貸出金償却の額	65

<自己資本の充実の状況に関する開示項目>

単体における事業年度の開示事項	ページ
○定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	20
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	20
・信用リスクに関する事項	11, 72～75
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	76～77
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	77
・証券化エクスポージャーに関する事項	77
・オペレーショナル・リスクに関する事項	12
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	78
・金利リスクに関する事項	79～80

単体における事業年度の開示事項	ページ
○定量的開示事項	
・自己資本の構成に関する事項	68～69
・自己資本の充実度に関する事項	70～72
・信用リスクに関する事項	72～75
・信用リスク削減手法に関する事項	76～77
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	77
・証券化エクスポージャーに関する事項	77
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	78
・金利リスクに関して組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	79～80



JA岡山県

DISCLOSURE 2019

